

横浜市環境管理計画の  
あり方について（答申）

平成 8 年 5 月 8 日

横浜市環境審議会

平成 8 年 5 月 8 日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市環境審議会

会長 嶋村 勝夫

横浜市環境管理計画のあり方について（答申）

平成 7 年 7 月 11 日 環 保 環 政 第 37 号 を も っ て 横 浜 市 環 境 審 議 会 に 対 して な さ れ た 「 横 浜 市 環 境 管 理 計 画 の あ り 方 に つ い て 」 の 諮 問 に つ い て ， 別 添 の と お り 結 論 を 得 た の で 答 申 し ま す 。

市長におかれては，本答申に則して環境管理計画を速やかに策定されるとともに，市・事業者・市民が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く期待します。

3  
-  
P  
C  
C  
y

## はじめに

横浜市環境審議会は、平成7年7月に横浜市長から環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する「横浜市環境管理計画のあり方」について諮問を受け、当審議会において3回の審議を行うとともに、この件に関して専門的に調査検討をするため、企画政策部会において9回にわたる審議を重ねてきた。

その間、当審議会では、環境管理計画に関する審議の内容についての中間報告を取りまとめ、市ではこれを公表し、広く市民や事業者からの意見を求めた。

これらの意見を踏まえ、当審議会は横浜市の環境政策の基本的な考え方、長期的な目標、施策の具体的な展開方向など環境管理計画に盛り込むべき内容について審議を行ってきた。

この答申は、横浜市環境管理計画のあり方に関する当審議会でのこれまでの審議結果を取りまとめたものである。

平成8年5月8日

横浜市環境審議会  
会長 嶋村 勝夫

## 目 次

第1章 計画策定に当たっての基本的考え方	1
1 策定趣旨	1
2 計画が目指す都市環境像	1
3 市・事業者・市民の役割	2
4 計画の策定方針	2
第2章 施策の展開と市民・事業者の行動	4
第1節 基本方針	4
1 施策展開の基本方向	4
2 構成と内容	5
3 施策・事業体系図	6
第2節 公害対策の推進	8
1 大気環境の保全	8
2 水環境の保全	10
3 地盤環境の保全	11
4 有害化学物質対策の推進	12
5 騒音・振動対策の推進	13
第3節 自然環境の保全及び快適環境の創造	15
1 緑と水にふれあえる街づくりの推進	15
2 生物生息空間の保全・創造	17
3 良好な都市景観の保全・創造	18
第4節 少負荷型・循環型都市の形成	20
1 少負荷型の都市づくりの推進	20
2 産業廃棄物の発生抑制，資源化，減量化，適正処理の推進	21
3 一般廃棄物の減量化・資源化，適正処理の推進	22
4 建設発生土対策の推進	24
5 エネルギーの効率的利用の推進（地球温暖化対策に掲載）	

第5節 地球環境保全対策の推進	25
1 地球温暖化対策の推進	25
2 オゾン層保護対策の推進	26
3 その他の地球環境保全対策の推進	27
4 環境分野における国際的連携の推進	28
第6節 環境保全意識の向上及び自主活動の促進	30
1 環境教育及び環境学習の促進	30
2 市民・事業者の環境保全活動の促進	31
3 市自らの環境保全行動の展開	32
第3章 開発事業等における環境配慮の指針	33
1 基本的考え方	33
2 環境配慮の基本的事項	34
3 事業別配慮指針の策定方針	35
4 地域別配慮指針の策定方針	36
第4章 計画の推進方策	37
1 推進体制	37
2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進	37
3 調査研究及び環境監視体制の充実	37
4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実	37
5 計画の進行管理等	38



## 第1章 計画策定に当たっての基本的考え方

### 1 策定趣旨

#### (1) 背景と課題

横浜市では、かつての著しい産業型公害に対し、民間企業との公害防止協定の締結など、市民・事業者との連携に基づく先進的な取組により、大幅な改善を図ってきた。さらに、1986年3月には、都市・生活型公害の表面化や、快適環境に対する市民ニーズの高まりなどに対応するため、「横浜市環境管理計画－環境プラン21」を策定し、総合的な視点から環境問題の解決に取り組んできた。

しかし、今日なお、自動車公害など都市・生活型公害の改善が依然として課題となっており、廃棄物による環境負荷の増大、化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少による生態系の多様性も失われつつある。さらに、エネルギーの大量消費に伴う地球の温暖化など地球環境問題への対応も重要な課題となっている。

このように複雑化・多様化する環境問題は、通常の実業活動や市民の日常生活からの環境への負荷の集積が主な要因となっており、その影響も、地球規模の広がりや将来の世代に及ぶものとなっている。

今日の環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題についての認識を深めるとともに、市・事業者・市民が連携して、これまでの経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない、うるおいとやすらぎのある都市を形成していくことが重要な課題となっている。

#### (2) 課題への対応

横浜市では、市政を取り巻く内外の急激な情勢変化に的確に対応するため、1993年12月に新総合計画「ゆめはま2010プラン」を策定し、その都市づくりの7つの目標の一つとして、「人と自然が共生するうるおいのある快適環境の街」を掲げ、環境の保全と創造を市政の重要な課題と位置づけている。そして、新たな視点に立った環境管理計画の策定を主要な施策として掲げた。

1995年3月には、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定し、公害防止対策はもとより、少負荷型・循環型都市の形成や地球規模の環境問題への対応など、広範な領域に及ぶ環境問題について、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に取り組むための基本理念と、各主体の責務、そして施策の基本方針とその総合的・効果的な展開方向を明らかにしている。

#### (3) 新たな環境管理計画の策定

新たな環境管理計画は、現行の環境管理計画策定以降に顕在化してきた新たな環境問題に的確に対応し、基本条例で定められた枠組のもと、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、環境保全施策の具体的な展開方向を明らかにし、市・事業者・市民が各々に求められる役割に基づいて一体となって環境の保全と創造に取り組み、持続的発展ができる望ましい都市横浜を形成していくために策定するものである。

## 2 計画が目指す都市環境像

市・事業者・市民が一体となって環境の保全及び創造に積極的に取り組んでいくためには、望ましい都市環境のイメージを描き、それを共有化することが必要である。

そこで本計画では、今日の環境問題の解決が図られている望ましい都市横浜の姿として、以下に示す5つの都市のあり方（以下、「都市環境像」という。）を設定し、その実現を目指すものとする。



**(1) 都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市**

公害防止対策や環境の監視・測定体制などの整備が行われ、産業型公害の防止はもとより、都市・生活型公害の改善がなされているとともに、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある未規制の化学物質や、それらを含む廃棄物などによる環境汚染が未然に防止されている都市

**(2) 自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市**

緑、水辺などの身近な自然環境が生態系への配慮の視点から、適正に保全・活用・創造されているとともに、魅力ある都市空間が形成されているうるおいとやすらぎのある都市

**(3) 環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市**

環境への負荷をより低減する都市構造や、生産、流通、消費、廃棄といった社会経済活動のさまざまな段階において、環境への配慮が適切に行われるための社会システムが形成されている都市

**(4) 地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市**

地球規模の環境問題に対する実践的な取組が地域レベルでなされているとともに、海外の諸都市との環境保全に関する国際的な連携が図られている都市

**(5) 環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市**

市・事業者・市民の三者の相互協力に基づいて、環境問題に関する学習活動が活発に行われ、環境の保全と創造に向けた自主的な取組が積極的になされている都市

**3 市・事業者・市民の役割**

各主体は相互に協力しつつ、以下に示すそれぞれの役割を果たすことが必要である。

**(1) 市の役割**

市は、本計画に掲げた目標の実現に向けて施策の推進に積極的に取り組むとともに、市民・事業者の環境の保全・創造への取組が効果的になされるような施策や、市民・事業者との連携の促進に関する施策を実施するほか、消費者・事業者としての活動に関し、積極的に環境への配慮に努める。また、広域的な取組を必要とする場合には国や他の地方公共団体との協力に基づき施策の推進に努めなければならない。

**(2) 事業者の役割**

事業者は、事業活動を行うに当たって、公害の防止、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理、自然環境の適正な保全を行うこと、環境管理・監査制度の導入など環境保全に関わる自主的な取組や、自らの技術力を生かして事業活動における環境への負荷をさらに軽減すること、そして、技術移転等による国際環境協力への貢献や、環境にやさしい製品・技術の開発やサービスの提供等により、市民の環境にやさしい日常生活の形成・定着の推進に努める。

**(3) 市民の役割**

市民は、人間と環境のかかわりについて認識を深め、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、エネルギーの効率的利用やごみの排出量の抑制などにより、ライフスタイルを環境へ配慮したものへと転換するとともに、身近な環境をより良いものにしていく行動を自主的・積極的に行っていくよう努める。

**4 計画の策定方針****(1) 目標とその達成のための市が取り組むべき施策・事業を示す計画**

計画で目指すべき目標として「横浜市環境目標」を掲げ、その目標を達成するために市が取り組

むべき施策・事業を具体的に示すとともに、その進捗状況が管理できるような計画とする。

(2) 三者一体となった取組を推進する計画

本計画では、「横浜市環境目標」を達成するために、(1)の事業計画のほか、「市民・事業者に期待される行動」、「市と市民・事業者が連携して取り組む方策」を示し、市・事業者・市民の三者が一体となって環境の保全と創造に取り組むための計画とする。

(3) 開発事業等における環境配慮の指針を示す計画

「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」に基づく調整等（以下「事業調整システム」という。）を積極的に活用し、環境に配慮した街づくりを進めることが重要である。そこで、事業調整システムの運用の指針となり、環境に配慮した街づくりの推進に資するよう、開発事業の種別ごとに配慮事項を明らかにする「事業別配慮指針」と地域の環境特性に応じた配慮事項を明らかにする「地域別配慮指針」を示す計画とする。

(4) 計画の対象とする範囲

本計画は、基本条例第18条に基づき、先に掲げた都市環境像の実現を目指して策定するものであるので、

ア 市が取り組むべき施策・事業については、先に掲げた5つの都市環境像の実現に必要と考えられる次の表に掲げた施策・事業を対象とする。

基本方向	施策・事業の主な対象
公害対策の推進	大気環境, 水環境, 地盤環境, 有害化学物質, 騒音・振動
自然環境の保全及び快適環境の創造	水と緑にふれあえる街づくり, 生物生息空間, 都市景観
少負荷型・循環型都市の形成	少負荷型の都市づくり, 産業廃棄物, 一般廃棄物, 建設発生土, エネルギーの効率的利用
地球環境保全対策の推進	地球温暖化, オゾン層保護, その他地球環境保全, 環境分野における国際的連携
環境保全意識の向上及び自主活動の促進	環境教育・環境学習, 市民・事業者の環境保全活動, 市自らの環境保全行動

イ 開発事業等における環境配慮については、次の表に掲げた項目を対象とする。

配 慮 項 目	
生活環境（公害等）	大気汚染, 水質汚濁, 土壌汚染, 騒音, 振動, 地盤沈下, 悪臭, 超低周波音, 電波障害, 日照障害, 風害, 廃棄物等
自然環境	水象, 緑・生物
社会文化環境	地域生活環境, 景観, 文化財等, 災害（安全）, 省資源・省エネルギー

※なお、災害（安全）については環境配慮の対象項目とするが、防災のための施策・事業については、「地域防災計画」として本市の総合的な取組が取りまとめられることから、本計画では取り上げないこととする。

(5) 計画期間

計画期間は、本計画が「ゆめはま2010プラン」に掲げられた施策として行うものであることから、1996年度から、2010年度までとする。

## 第2章 施策の展開と市民・事業者の行動

## 第1節 基本方針

## 1 施策展開の基本方向

本計画が目指す5つの都市環境像を実現するために、次に示す5つの基本方向に基づいて施策を展開する。

## (1) 公害対策の推進

産業型公害はもとより都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市の実現を目指し、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動などへのこれまでの対策を充実・強化するとともに、自動車公害対策や有害化学物質対策を推進する。

## (2) 自然環境の保全及び快適環境の創造

自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市の実現を目指し、都市の緑化、水質の向上、水辺の整備などにより緑と水にふれあえる街づくりを進めるとともに、かつて市内で見られた動植物が生息・生育できるように緑地や河川・沿岸域における生物生息空間の保全・創造を図る。また、良好な都市景観を保全・創造し、魅力あふれる街づくりを推進する。

## (3) 少負荷型・循環型都市の形成

環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市の実現を目指し、地域冷暖房の導入等エネルギーの合理的・効率的利用の推進や物や人の流れに伴う環境への負荷の低減に資する公共交通網の整備、健全で豊かな港湾環境の整備などを進めるとともに、廃棄物の減量化・資源化や建設発生土の有効利用を図る。

## (4) 地球環境保全対策の推進

地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市の実現を目指し、地球の温暖化防止対策、特定フロン回収・処理やノンフロン化対策などによるオゾン層の保護、酸性雨対策、海洋汚染対策や森林資源の保護など地球環境の保全に関する対策を推進するとともに、環境分野における国際的な連携を推進することにより、開発途上国等の公害対策への協力、海外の自治体とのネットワーク化を図る。

## (5) 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市の実現を目指し、環境教育・環境学習を推進するとともに、普及啓発活動を進める。また、環境保全に関する自主活動の支援や情報提供を進めるとともに、人材の育成、市民相互の交流の機会を拡充する。さらに、市自らも消費者・事業者としての立場から積極的に環境保全活動を展開する。

## 2 構成と内容

### (1) 基本施策

上記5つの基本方向ごとに、関連する主要な施策を「基本施策」として体系化する。

### (2) 現状及び課題

基本施策ごとにその現状と課題を明らかにする。

### (3) 目標及び指標

ア 横浜市環境目標 横浜市総体として達成を目指すべき目標を示す。

イ 目標達成のための指標 横浜市環境目標の達成の目安となる指標を示す。

※なお、本計画において設定した「指標」については、その設定理由・背景等を併せて示す。

### (4) 市の取組

目標の達成に向けて市が取り組むべき施策・事業の概要を示す。

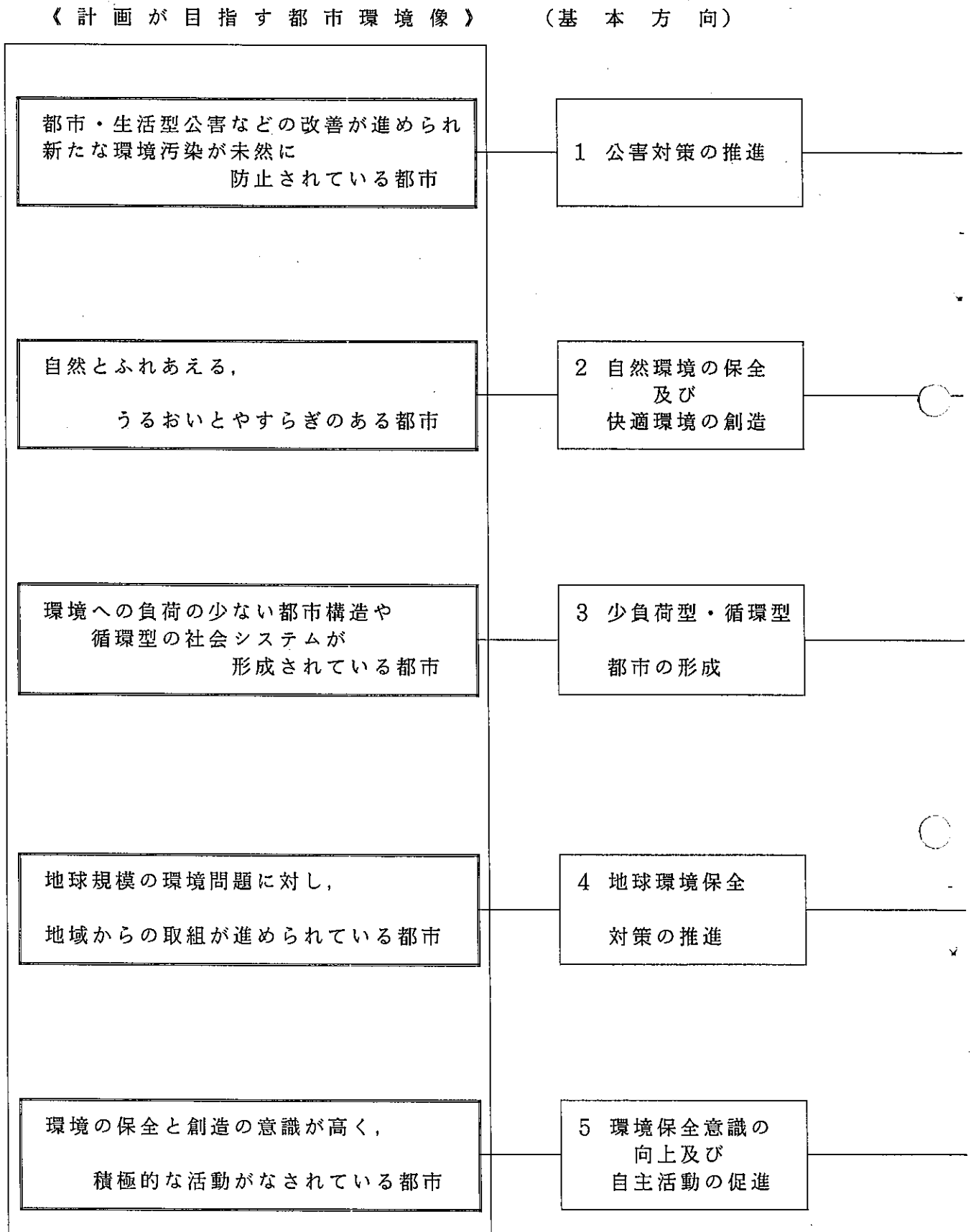
### (5) 市民・事業者に期待される行動

市が行う基本施策の方向に沿って、市民と事業者がそれぞれの活動の中で取り組むことが期待される行動を示す。

### (6) 市と市民・事業者が連携して取り組む方策

現行の施策を踏まえつつ、市と市民・事業者が相互協力の下に、推進すべき取組を示す。

3 施策・事業体系図



(基本施策)

目標設定	市の取組	期待行動	連携方策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>①大気環境の保全</li> <li>②水環境の保全</li> <li>③地盤環境の保全</li> <li>④有害化学物質対策の推進</li> <li>⑤騒音・振動対策の推進</li> </ul>	目 標 及 び 達 成 指 標	の 取 組	市 民 ・ 事 業 者 に 期 待 さ れ る 行 動			
<ul style="list-style-type: none"> <li>①緑と水にふれあえる街づくりの推進</li> <li>②生物生息空間の保全・創造</li> <li>③良好な都市景観の保全・創造</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>①少負荷型の都市づくりの推進</li> <li>②産業廃棄物の発生抑制, 資源化, 減量化, 適正処理の推進</li> <li>③一般廃棄物の減量化・資源化, 適正処理の推進</li> <li>④建設発生土対策の推進</li> <li>⑤エネルギーの効率的利用の推進 (地球温暖化対策に掲載)</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策の推進</li> <li>②オゾン層保護対策の推進</li> <li>③その他地球環境保全対策の推進</li> <li>④環境分野における国際的連携の推進</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境教育・環境学習の推進</li> <li>②市民・事業者の環境保全活動の促進</li> <li>③市自らの環境保全行動の展開</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>①大気環境の保全</li> <li>②水環境の保全</li> <li>③地盤環境の保全</li> <li>④有害化学物質対策の推進</li> <li>⑤騒音・振動対策の推進</li> </ul>				目 標 及 び 達 成 指 標	の 取 組	市 と 市 民 ・ 事 業 者 が 連 携 し て 取 り 組 む 方 策

## 第2節 公害対策の推進

### 1 大気環境の保全

#### < 現状及び課題 >

二酸化いおうや一酸化炭素は、これまでの各種対策により下記の横浜市環境目標の達成指標に示す数値（以下「指標」という。）を概ね達成する良好な状況となっている。しかし、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは「指標」を達成する状況には至っていない。

二酸化窒素については、これまで様々な施策を展開したが、「指標」を達成するためには、固定発生源はもとより移動発生源からの窒素酸化物の排出量の大幅な削減を図るとともに、季節的な対策、交通の円滑化対策等を進める必要がある。

浮遊粒子状物質については、発生源が多岐にわたること、生成メカニズムに不明な部分があることなど、効果的な対策を講じることが困難な状況にあるが、「指標」の達成のために、今後、固定発生源の排出抑制とともに、ディーゼル排気微粒子の一層の削減を図るほか、実態把握に基づく二次生成粒子の原因物質の排出抑制も含めた総合的な対策が必要である。

光化学オキシダントについては、窒素酸化物及び炭化水素系物質など光化学オキシダントを生成する原因物質の排出総量を削減していく必要がある。

#### < 目標 >

横浜市環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。			
目標達成のための指標	二酸化いおう	日平均0.02ppm以下	一酸化炭素	日平均5ppm以下
	浮遊粒子状物質	日平均0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	二酸化窒素	日平均0.04ppm以下
	光化学オキシダント	1時間0.06ppm以下		
	悪臭	市民が日常生活において不快を感じない		
	注 二酸化窒素についての上記の指標は、一般環境大気に係るものであり、幹線道路沿道における当面の指標は、国の環境基準とする。			

< 指標の説明 > 国が環境基準を示している5つの大気汚染物質を指標の対象とする。そのうち、二酸化いおう、一酸化炭素については、国の環境基準を達成しているため、よりよい生活環境を保全するために現状の水準（上記の数値）を将来も維持することとする。また、二酸化窒素は、一般環境大気については、国の環境基準（横浜市域においては、0.06ppm以下）を達成している地域もあることから、上記の指標値（0.04ppm以下）を目指すこととし、幹線道路沿道においては、国の環境基準を超えている状況にあることからこの基準を目指すこととする。浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、国の環境基準を越えている状況からまずその達成を目指す。

#### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
<p>①窒素酸化物対策としては、当面、横浜市全域において環境基準を概ね達成することを目指して、これまでの取組を強化し、窒素酸化物の排出量の削減を推進する。</p> <p>さらに、「指標」の達成に向けて、総量規制や施設・設備の更新時を捉えた排出量の削減指導などを進め、固定発生源からの窒素酸化物の排出量の削減を実施する。移動発生源については、新しい自動車公害防止計画に基づき、ディーゼル車をはじめとする自動車からの窒素酸化物排出量の削減を図るとともに、船舶からのばい煙対策についても検討を進める。加えて、冬期自動車交通量対策など季節的高濃度対策、交通の円滑化対策を進めるとともに、新しい自動車公害防止計画に基づき、</p>

低公害車の導入を推進する。

- ②浮遊粒子状物質対策としては、排出源調査等の実態調査に基づき、浮遊粒子状物質削減計画を策定し、ばいじん、ディーゼル排気微粒子などの一層の削減を目指す。
- ③光化学オキシダントについては、その原因物質である窒素酸化物、炭化水素系物質の排出総量抑制に向けた取組を引き続き進める。
- ④悪臭対策については、今後も引き続き発生源への規制・指導を推進するとともに、住工混在地域の土地利用の適正化を誘導する。

市民・事業者に期待される行動

- ①自家用車又は業務用車両の購入にあたっては、低公害な車を選択するように努める。  
(市民及び事業者)
- ②公共交通機関などを利用し、できるだけ自動車の利用を控えるように努める。特に大気汚染の進みや寒い冬期には、事業所や地域ぐるみで自動車の利用を控えるなど、自動車交通量の抑制に努める。  
(市民及び事業者)
- ③汚染物質の排出を抑制するため、自動車の適正な整備に努める。(市民及び事業者)
- ④共同輸配送システムを導入するなど物流の合理化を図り、業務関連の車両の走行量の削減を図るよう努める。(事業者)
- ⑤施設設備の更新等に際しては低公害型の機器の導入を図り、汚染物質の排出を抑制するように努める。(事業者)
- ⑥事業所内の使用燃料は、できる限り良質なものとへ転換を図る。(事業者)
- ⑦停車中はエンジンを止め、周囲に騒音や排気ガスによる影響を及ぼさないように努める。  
(市民及び事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①融資・助成制度による事業者の低公害車の導入及び低公害設備への改善の促進
- ②低公害車を指定する制度の運用による低公害車の普及
- ③自動車NO<sub>x</sub>管理マニュアルによる事業者の自主管理の促進
- ④エコライフチケットの販売等による市民・事業者の公共交通機関の利用の促進

参考1 環境基準

二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

参考2 環境基準を概ね達成するための、窒素酸化物削減量の試算値

1994年6月に出された自動車から排出される窒素酸化物の抑制方策に関する報告書では、環境基準を概ね達成するために、1990年度の市内の窒素酸化物総排出量27,600トから、8,400ト削減し、19,200トにすることが必要であると試算している。

参考3 上記報告書で提言された新たな自動車排出ガス総量抑制方策の概要

- ①発生源である個々の自動車からの排出量を低減させるために、市内事業所における自動車窒素酸化物の適正な管理のための仕組みを進めること
- ②市街地や混雑地域を中心に、駐車対策や公共交通機関への転換など自動車交通量の抑制に努めるとともに、環境に配慮した体系的な道路網を整備すること
- ③低公害車の導入・普及を着実に実行し、また、そのために必要な燃料供給施設の整備に努めていくこと
- ④局地的に大気汚染が高濃度となるような箇所に対しては適切な局地大気汚染対策を講じていくこと
- ⑤事業所における各種施策の推進、及び低公害車の普及拡大等を経済的に支援するシステムと、その財源について検討すること
- ⑥市民・事業者の窒素酸化物対策のための行動を誘発するようなプログラムを策定すること



## 2 水環境の保全

### < 現状及び課題 >

横浜市の河川・海域の水質は、排水規制や下水道の普及によって全般的に改善されてきている。しかし、小河川の汚濁や東京湾の富栄養化は依然として続いており、「指標」を達成していない水域もある。

また、うるおいとやすらぎの感じられる水辺に対する市民ニーズも高まっていることから、水質だけでなく、流量、周辺環境を含んだ水環境の保全・創造を長期的・総合的に推進する「横浜市水環境計画」を平成5年度に策定している。

この「横浜市水環境計画」で定める各水域ごとの達成目標、補助目標、全水域の一律達成目標を実現するため、発生源対策、水域の直接浄化、しゅんせつ・清掃等の施策を推進する必要がある。

### < 目標 >

横浜市環境目標	魚やさまざまな生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散歩など市民がふれて楽しんでいる
目標達成のための指標	BOD (河川) 水域別 3mg/l, 5mg/l, 8mg/l以下 COD (海域) 水域別 2mg/l, 3mg/l以下 その他の項目 横浜市水環境計画に示す値 注 水域別の分類は横浜市水環境計画による

< 指標の説明 > 水質汚濁に関する生活環境の保全についての主な国の環境基準として、本市における水域では次表のとおり定められているが、各河川・海域ごとに、また上流部と下流部とでは水質汚濁状況が異なっているため、水域の状況や形態を考慮し、さらにきめ細かく区分し、各水域区分ごとに達成すべき目標、補助目標そして市内一律に達成すべき目標を「水環境計画」において設定している。これらの目標を本計画の指標とする。

	水 域 区 分	環 境 基 準 値
河川	鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間及び境川全域	BOD 8mg/l以下
	上記以外の河川	BOD 10mg/l以下
海域	横浜港沖及び磯子沖などの海域	COD 8mg/l以下
	上記以外の海域	COD 3mg/l以下

### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
①水質改善を図るため、事業場等の汚染発生源に対する規制・指導を進めるとともに、家庭からの生活排水対策等を一層推進する。また、下水道普及率100%の達成を目指す。
②東京湾については、第4次COD総量規制による規制を行うとともに、全窒素と全リンについては、環境基準の類型指定によって示された暫定目標(1999年まで)に基づく総合的な対策を推進する。 (下水道の高度処理については、16ページに掲載)
③河川・海域の護岸・河床について、改修整備等に併せ、形状や材質を改善し、水域に生息する多様な微生物・動植物による自然浄化機能を高め、親水公園等については直接浄化を検討する。また、水域のヘドロやごみのしゅんせつ・清掃を国や県及び市民の協力を得ながら推進する。

市民・事業者に期待される行動
①厨房等から生じる調理くずや使用済みの食用油を適正に処理・処分する。(市民及び事業者)
②ディスポーザーの使用を自粛する。(市民及び事業者)

- ③排出水の有機物による汚濁負荷を可能な限り削減する。(事業者)
- ④洗剤の製造業者・販売業者は洗剤の適正使用等について普及啓発に努める。(事業者)
- ⑤浄化槽の適正な維持・管理に努める。(市民及び事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策
①横浜市市民水環境協力員制度に基づく市民との連携による水環境監視体制の充実
②市・事業者・市民の連携による「平潟湾クリーンアップ協議会」の運営
③自主活動への支援による、市民・事業者と連携した水環境の保全

### 3 地盤環境の保全

#### < 現況及び課題 >

地盤沈下については、神奈川県公害防止条例や横浜市地盤沈下対策指導要綱に基づいて地下水採取の規制指導や地下掘削工事に伴う地下水排除の抑制指導を行っていることから、地盤沈下は概ね沈静化している。しかし、今後は地下利用の進展に伴う大規模な掘削工事による地盤沈下が懸念されることから、規制指導の徹底や監視の強化が必要である。

土壌汚染については、横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱に基づいて、工場等が移転や廃止する機会をとらえ事業者等に対する土壌汚染対策の指導を行うとともに、土壌汚染の未然防止を図ることが必要である。

地下水汚染については、汚染の未然防止が重要なことから、水質汚濁防止法等に基づいて、有機塩素系化合物等の有害物質を使用する工場等に対する汚染防止指導を推進するとともに、地下水質の監視体制の強化や汚染地下水の浄化対策を進める必要がある。

さらに、土壌や地下水の質的保全、地下水量の確保、地下水の適正利用を図るため、地盤環境の総合的な保全対策が必要である。

#### < 目標 >

横浜市環境目標	さまざまな生物を育む土壌や、きれいな湧水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしている。
目標達成のための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の過剰な採取等による地盤沈下を起こさない。</li> <li>・土壌汚染に係る環境基準を満足する。</li> <li>・地下水の水質に係る評価基準を満足する。</li> </ul>

< 指標の説明 > 地盤環境に係る基準としては、国が定めた「土壌汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質に係る評価基準」があり、それぞれにおいて20数物質について詳細に定められているので、その基準を指標とする。また、地盤沈下については、環境基準は定められていないが、過剰な地下水採取などによる地盤沈下を起こさせないことを指標とする。

#### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
①地盤環境に関する総合的な保全計画を策定するとともに、地盤環境情報の整備を行う。
②軟弱地盤地域等における地下水採取の規制指導や掘削工事に伴う地下水排除の抑制指導を徹底するとともに、地下水をかん養するため、雨水浸透ますや透水性舗装の導入等を促進する。
③新たな土壌汚染や地下水汚染を発生させないため、排水処理施設の適正な維持管理等の工場・事業

場に対する適切な規制指導を行う。

- ④地下水汚染に関する汚染源究明方法，浄化方法，費用負担のあり方等からなる浄化対策方針を策定し，指導を推進する。

市民・事業者に期待される行動

- ①雨水浸透ますの設置や透水性舗装の導入等により雨水の地下浸透量の増大を図り，地下水かん養に努める。（市民及び事業者）  
 ②地下掘削工事に当たっては，止水性が高く，かつ，周辺地盤に及ぼす影響を極力少なくする工法を選定する。（事業者）  
 ③地下水は合理的かつ適正に使用し，採取量の削減に努める。（事業者）

#### 4 有害化学物質対策の推進

##### < 現状及び課題 >

科学技術の進展により，研究・開発分野や産業分野において多種多様な化学物質が使用されるようになってきている。これらの中には，有害な化学物質も含まれており，これまでの各種調査結果等によると環境中から様々な有害化学物質が検出されている。

このため，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，神奈川県公害防止条例では，それぞれ人の健康や生活環境に被害を与える恐れのある物質を指定し，特定の発生源から大気中・公共用水域への排出を規制し，地下浸透を禁止している。

一方，未規制の有害化学物質については，神奈川県化学物質環境安全管理指針に基づき，事業所における製造・使用・廃棄などの段階で化学物質の自主的な管理を指導している。今後は，事業所の規模，化学物質の取扱量等の実態に応じた自主管理の徹底を指導していくことが課題となっている。また，先端技術にかかわる事業所に対しては，横浜市先端技術産業環境保全対策暫定指導指針に基づき，その立地に際して環境保全対策の徹底を指導している。今後は，対策の充実・強化が課題となっている。

さらに，これらの発生源対策と併せて，化学物質の環境中の濃度の監視体制を拡充していく必要がある。

なお，今後の有害化学物質対策では，事故等の発生時における化学物質の漏洩防止等の対策も必要である。

##### < 目標 >

横浜市環境目標	有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。
---------	---------------------------

##### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	排出規制が行われている有害化学物質については，引き続き適正な規制・指導の徹底を行うとともに，規制対象物質の追加，排出基準の強化等に対応して，発生源対策の指導を図る。
②	未規制有害化学物質については，有害化学物質の自主管理についての市独自の指針を策定し，事業所等への指導を徹底する。
③	有害化学物質の環境中の濃度等の監視を引き続き実施するとともに，測定項目の拡充を図る。
④	市内の化学物質の使用実態を把握するとともに，化学物質の有害性等に関する情報の収集に努め，それらを踏まえて必要に応じ，指導の対象とする物質等の見直しを行う。

## 市民・事業者に期待される行動

- |  |
|--|
| <p>①化学物質を取り扱う事業者は、環境への化学物質の排出を極力抑制するため、最適な技術を用いた設備の導入やその適正な管理に努める。(事業者)</p> <p>②事業計画を策定する段階で、取り扱う化学物質が環境中に排出されることによる影響について適正に配慮する。(事業者)</p> <p>③事業所における事故等を防止するため、必要な設備の導入や安全な運転管理に努める。(事業者)</p> |
|--|

## 市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- |   |
|---|
| <p>①横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針に基づく環境保全協定の締結による事業所と連携した環境汚染の未然防止</p> |
|---|

## 5 騒音・振動対策の推進

## ＜現状及び課題＞

騒音・振動は各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様であることから、その苦情件数は公害に関する苦情件数のうちで最も多くを占めている。

自動車の騒音・振動については、道路管理者と協議を進め、道路管理者により防音壁の設置、路面補修などが行われている。また、鉄道騒音については、鉄道事業者と協議を進め、鉄道事業者によりロングレール化などの対策が行われている。また、市では、高速自動車国道、自動車専用道路及び鉄道沿線地域において集合住宅の防音対策指導を行っている。しかし、依然として交通騒音・振動に関する苦情があり、道路に面する地域における騒音については環境基準の達成率が低いことから、より一層の対策を講じる必要がある。

工場・事業場の操業に伴う騒音・振動についてみると、工場では金属加工機械をはじめとして圧縮機及び送風機等が、事業場ではカラオケ・設備機器等、資材・残土置き場では重機等の稼働が主な原因となっている。工場・事業場の騒音問題は、住工混在による土地利用が大きな要因となっており、その解決策の検討が必要となっている。

生活・近隣騒音については、集合住宅や住宅の密集した地域などにおける日常の生活から発生する騒音や、深夜営業を行っている店舗等の利用者による騒音に対する苦情への対応も課題となっている。

また、都市化の進展に伴う交通騒音等により鳥のさえずりなど快適な音が失われてきていることから、人々に快く感じられ、親しまれる「快適な音環境」の保全・創造も必要となっている。

## ＜目標＞

横浜市環境目標	市民が快適な音環境の中ですごしている。
目標達成のための指標	市民の住居を主とする地域において 騒音（朝・夕） 45dB以下 振動 55dB以下 騒音（昼） 50dB以下 騒音（夜間） 40dB以下 注 道路に面する地域における当面の指標は環境基準とする 鉄道等、別途、環境基準が定められているものはそれによる

＜指標の説明＞ 国の環境基準では、①特に静穏を要する地域、②主として住居の用に供される地域、③住居と併せて商業、工業等の用に供される地域など、地域を三類型に区分し基準を示すとともに、道路に面する地域については別途基準を示している。

本市では、良好な生活環境を確保する観点から、本来の住宅地のみならず、住居が地域の相当数を占めるなど「市民の住居を主とする地域」においても上記の値を指標とする。また、道路に面する地域については、その環境基準の達成率が低いことから、環境基準をその指標とする。

振動については、環境基準が定められていないことから、地震の揺れに対する影響の大きさを区別した気象庁震度階を参考に、「人体に感じない程度」を指標とする。

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
①自動車騒音・振動については、新しい自動車公害防止計画に基づき対策を推進する。
②鉄道騒音・振動については、集合住宅の防音対策の指導を推進するとともに、軌道の改良や車輛の改善等について鉄道事業者と協議を進める。
③工場・事業場の騒音・振動については、法令による規制指導を進めるほか、住工混在によって生ずる問題への対応策を検討する。
④建設作業に伴う騒音・振動については、低騒音・低振動の工法及び機械の採用、防音対策、作業時間の制限など事業者に対する指導を充実するほか、事前に周辺住民へ工事内容、工事期間等の周知を行い、住民の理解を得るように指導する。
⑤生活騒音については、地域単位での生活騒音防止のルールづくりを支援する。併せて深夜営業に伴う騒音の規制・指導を進める。
⑥「音環境配慮指針」を運用して、地域に存在する快い音風景を発掘・保全・創造し音環境の面を組み入れた街づくりを進めるとともに、快適な音環境づくりに向けた啓発・誘導を図るほか、音風景の情報収集・提供を行う。

市民・事業者に期待される行動
①自動車の運転、音響装置の使用に当たっては、近隣に迷惑をかけないように注意する。 (市民及び事業者)
②建設機械や工事用車両の運転に当たっては、周辺に騒音・振動の著しい影響を与えないように配慮する。(事業者)
③工場・事業場の新設・改修に当たっては騒音等による周辺への影響を考慮する。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策
①市と市民の連携による自治会・町内会等地域単位での生活騒音防止のルールづくりの推進
②市と事業者の連携による集合住宅の防音対策の推進

第3節 自然環境の保全及び快適環境の創造

1 緑と水にふれあえる街づくりの推進

<現状及び課題>

市域の大半が住宅地などの市街地となっている横浜市において、身近な「緑」は、人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象を緩和する機能や大気汚染等の緩衝機能を有している。また、四季折々の「緑」など豊かな自然とのふれあいは、環境教育の面からも大変重要なものとなっている。そこで、市民が憩い、身近な場所で様々な緑にふれることができる、緑あふれる良好な都市環境づくりを進めるため、公園の整備、身近な樹林等の緑地の保全、市民の農とのふれあいや都市緑化を積極的に進めることが必要となっている。

また、うるおいとやすらぎをもたらす、都市の魅力を生み出す水辺空間の重要性の認識も高まってきている。

快適な水環境の創造に向けては、身近な水辺の再生が必要であり、水質の向上、水量の確保をいかに行うかが課題となっている。

宅地開発等による市街地の拡大など都市化の急速な進展に伴い、水辺空間の減少とともに、市内の不浸透域が拡大し、雨水は地下に浸透せず、短時間で水路・河川に流出し、河川の平常時の水量の減少を招くなど、都市化が進む過程で水の流れは自然の循環系を保てなくなっている。

このため、雨水の地下浸透や河川水量の確保を図るなど、水の循環をより自然に近づけることが課題となっており、現在、モデル的に一部で実施している下水高度処理水の積極的な活用等、水路・河川の水量の回復とともに、市民が親しめる水辺づくりの推進が必要となっている。

<目標>

横浜市環境目標	緑・市域面積の約20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 水・地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊かな水量が確保されている。 ・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備が進められている。
目標達成のための指標	緑 [公園] 2,930ha [緑地] 2,220ha [農地] 2,390ha [緑化] 1,300ha 合計 8,840ha (市域面積の約20%) 水・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路などの環境整備 50km ・川辺の散歩道の整備 67km

<指標の説明>

緑：緑の目標数値は、「緑のマスタープラン」の考え方に基づき、①環境保全②レクリエーション③防災④景観構成の4つの「緑の都市における役割」を満足する緑地の配置を、横浜市の地形、自然、都市化などの状況に併せて具体的に配置計画を立て、これを緑の種類別に集計したものである。

水：うるおいとふれあいのある水辺空間を求める市民ニーズが高まる中で、現状の河川では、柵の設置や直立護岸など水に親しみにくい構造となっている。そのため、河川敷、管理用通路や周辺を快適に整備するとともに、身近な水路をせせらぎ緑道、小川アメニティなどの手法により、水に親しむ場として整備するため、上記に示した指標を2010年における達成水準としてその実現を目指すこととする。

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組

①「緑」については、「緑の基本計画」を策定し、これに基づいて緑地の保全、創出及び活用に向けた施策の総合的展開を図る。

<公園等の整備>

自然の地形や植生、歴史など、地域の特性を生かした、身近で魅力あふれる公園を計画的に整備する。

<緑地の保全>

郊外部に連なる緑の七大拠点を中心に大規模緑地を保全する。また、緑のネットワークを確保するため、緑地保全地区の指定や市民の森、ふれあいの樹林の設置等の事業を推進するとともに、市街地の優良な斜面緑地の保全等を進める。

<農地の保全>

市街化調整区域内の農用地区域及び農業専用地区を拡大するとともに、市街化区域における生産緑地地区の指定を推進する。さらに、良好な田園風景を有する地域において、多様なタイプの農園を設置し、地域の特産物の生産や市民の農体験の拠点となる「恵みの里」などの整備によって、農地を保全する。

<都市緑化の推進>

道路、学校等の公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場緑化、屋上緑化、河川環境整備事業等により、都市緑化を推進する。

②「水」については、水系、水域（海域を含む）ごとの基本的なあり方を定めた水環境計画に基づく施策を展開するとともに、流域ごとに水質の向上、生態系への配慮、周辺環境との調和も考慮した整備方針を明らかにする「水環境マスタープラン」及び豊かな港湾環境の実現を目指した「港湾環境計画」を策定し、市民が親しめる水辺づくりを進める。

<源流域等の保全>

源流域・緑地・農地の保全により、湧水の保全や河川流量の確保を図る。

<雨水浸透施設の設置>

透水性舗装や雨水浸透施設の設置により、浸透域の拡大を図り地下水かん養を進める。

<雨水の活用>

貯留型下水道や遊水池等に貯留された雨水の活用に努める。

<下水の高度処理の推進>

窒素・リンを除去する高度処理施設の整備を進め、2010年までに下水処理量の50%について、高度処理を行うとともに、下水高度処理水の放流先の多角化、分散化により、平常時に水量の少ない水路等に処理水を導水する。

<水辺の整備>

河川や水路の自然的な特性を生かしながら、川の生態系が観察できる親水広場や川辺の散歩道など、うるおいとふれあいのある水辺空間を創出し、川と親しむ水辺づくりを進める。

臨海部の公園や、それらを結ぶ水際線にみなとの散歩道を整備するとともに、金沢・磯子地区、鶴見・神奈川地区の臨海部に、緑の連なる海岸線を整備し、海の広場づくりなどを進める。また、金沢埋立地に水際線を生かした人工海浜を整備するなど海の遊びが楽しめる場づくりを進める。

市民・事業者に期待される行動

①工場緑化など事務所・事業所の緑化を推進するとともに、生け垣等地域の緑化を進める。

(市民及び事業者)

- ②雨水浸透ますの設置可能な場所では、積極的に設置するとともに、雨水の有効活用に努める。  
(市民及び事業者)
- ③身近な緑や水辺を守るための地域の活動等に積極的に参加する。(市民)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①よこはまの森育成事業(所有者・市民による間伐等管理活動への助成)の推進
- ②「市民の森」など緑地保存事業の推進による、市と市民が連携した民有緑地の保全・活用の促進
- ③公園等の愛護会や緑・生物を保護育成する市民グループ等による身近な緑や水辺の管理の促進

## 2 生物生息空間の保全・創造

### < 現状及び課題 >

横浜市は多摩丘陵の終端部に位置し、段丘や低地、谷戸が複雑に入り組んでいて、その自然環境は、人と自然が共同でつくりあげてきた田園自然を基本としている。特に谷戸は、貴重な源流域となるとともに、水と緑の一体空間として、生物が多く生息している。

しかし、都市化の進展に伴って、生物生息空間として重要な緑地や水辺が減少するとともに、島状化したことにより、個々の自然地の生物相と個体数が著しく減少している。また、河川は、治水対策として護岸がコンクリート化され、沿岸域の海は、ほぼ全域で埋立が行われ干潟・砂浜・磯等の自然海岸線がわずかとなっており、また、汚水等の流入により、ヘドロの堆積や水質汚濁が進行するなど、水域においても生態系の多様性が失われつつある。

そこで、現存する重要な生物生息空間を保全するため、まとまった緑や水辺を確保するとともに、かつて市内で見られた動植物が再び生息・生育できるように、これらの緑や水辺相互のつながりを確保するとともに、市民参加等によりエコアップ活動の推進を図ることが必要となっている。

※「エコアップ」とは、それぞれの地域にふさわしい手法で、生物が生息しやすいような環境づくりを行い、自然環境の質を高めること。

### < 目標 >

横浜市環境目標	まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。
---------	--

### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組

- ①まとまった緑地、河川源流部の山林や谷戸の河川沿いの水辺地など、生物の生息空間として重要な自然については、極力保全する。
- ②河川では、河川構造を瀬や淵などのある生態系に配慮した構造に再整備し、海では緩傾斜護岸、消波護岸の採用や生物の生息を目的とした人工干潟の造成等、河川・沿岸域における生物生息環境の再現を図る。
- ③生態系の質を向上するためにフォレストブリッジの整備を進めるなど、緑や水辺のつながりを確保する。
- ④エコアップ推進マスタープランを策定し、市街地を含めたそれぞれの地域にふさわしいエコアップを推進する。



- ⑤生物生息空間の保全・創造に関するノウハウ、技術の開発・提供・導入を推進する。
- ⑥学校の校庭や公共施設等における生物生息空間の創出を図り、身近なエコアップの場を確保する。
- ⑦市民・事業者の自主活動や参加による身近なエコアップ活動を促進する。

市民・事業者に期待される行動
①地域の生物生息空間の保全・創造等の取組に積極的に参加・協力する。(市民及び事業者)
②土地利用や事業の実施にあたっては、生態系の保全等について適切な配慮をする。(事業者)
③工場の敷地や庭などの植栽にあたっては、地域特性に配慮した樹種を選択する。(市民及び事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策
①市民参加によるホテルやトンボの里等各種生物とのふれあいの場づくりの促進
②「ふれあいの樹林事業」をはじめとする、地域のエコアップ活動に関する市民との連携の推進

### 3 良好な都市景観の保全・創造

#### < 現状及び課題 >

歴史上の旧跡・建造物は、地域の個性を創り出す重要な資源であるとともに、街の雰囲気を作り出す資源にもなる。都心部では、港周辺に開港以来の歴史的・文化的遺産が残り、港町ヨコハマの雰囲気を伝える街並みが、市民や他都市からの来訪者に親しまれている。一方、みなとみらい21地区に整備された各種集客施設は、ベイブリッジなどの道路景観とともに新たな横浜のシンボルとして近代的な都市景観を創り出している。

また、横浜港、根岸湾、金沢・平潟湾の3つの湾、海を望む丘やその丘に存在する樹林地、市内を流れる鶴見川、帷子川、大岡川、柏尾川、境川の5つの河川とそれらに沿った斜面林、源流域の谷戸が本市の景観を特徴づける大きな要素となっている。

今後は、都市景観の美しさを形成するこれらを保全・活用、及び整備するとともに、周辺の街並みや街路景観、自然景観等を含めた総合的・計画的な都市景観の保全と創造に取り組むことが必要となっている。

#### < 目標 >

横浜市環境目標	美しい景観と歴史が息づく、文化の香り高い快適な街が形成されている。
---------	-----------------------------------

#### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
①都市空間の魅力を生み出し、魅力ある街づくりを推進するため、都市デザインの推進に関する条例を制定し、全市的な取組を進める。
②横浜市を象徴する歴史的景観の保全を推進する。
③公共建築のデザインなどの向上を目指した整備指針を策定し、魅力ある都市空間の創造を進める。
④都市景観等の観点から市街地内の優良な斜面緑地などの重要な緑地を保全する。
⑤自然景観として重要な意味を持つ水辺を保全する。
⑥沿岸域においては、みなと景観を保つため、みなと色彩計画等を推進するとともに、埋立地の緑化や港湾緑地の整備を行う。

⑦景観を構成する貴重な干潟等の保全や人工海浜の整備を進める。

市民・事業者に期待される行動

- ①道路沿いは生け垣とし、庭やベランダ、敷地などの緑化に努める。(市民及び事業者)
- ②建物の外壁の色は、周辺の景観と調和するように努めるなど、地域の景観の保全・創造等の取組に積極的に参加・協力する。(市民及び事業者)
- ③高層建築物などの配置・形態は、周辺の景観と調和するように努めるなど、土地利用や事業の実施に当たっては、都市景観の保全等について適切な配慮をする。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①まちづくり協定、緑地協定、地区計画、建築協定など、市・事業者・市民の連携による地区ごとのルールづくりの推進
- ②歴史的建造物として認定した民間建築物・構造物の保存・改修への助成による市民・事業者の保存・改修の促進

第4節 少負荷型・循環型都市の形成

1 少負荷型の都市づくりの推進

<現状及び課題>

横浜市をはじめとする大都市では、経済の発展や人口の増加に伴い、エネルギーの大量消費、廃棄物の増加、窒素酸化物等による大気汚染など、環境への負荷が集積しやすい構造を持っている。また、市民生活の質的向上に対する市民の要望が一段と高まっており、質の高い良好な都市環境の創造が求められている。

こうした環境への負荷の低減及び快適な生活環境の享受という身近な都市環境に対する要望等を実現するためには、都市の再開発事業をはじめとする様々な街づくり事業において、良好な都市環境の保全と創造に関わる施策を総合的かつ計画的に実施することが求められており、エコシティ（環境保全に配慮した都市）の形成という観点に基づき、都市環境政策を一層重点的に行うことが必要となっている。

さらに、物や人の流れに伴う環境負荷の低減を図るために、これに資する公共交通網の整備と、道路網の体系的な整備を図ることも重要である。また、船舶による効率的な物流の実現、臨港道路の整備等により、環境負荷が低減された健全で豊かな港湾環境を実現することが課題となっている。

また、横浜の経済活動においても、資源、エネルギーの効率的利用の促進や、環境関連産業の振興、育成を図ることが必要となっている。

<目標>

横浜市環境目標	環境への負荷が低減された都市の形成や都市交通体系、港湾環境の整備が進められている。
---------	---

<目標達成のために必要な取組>

市の取組
①都市環境計画に示されている重点整備地区等においては、「環境負荷の低減」、「快適な都市環境の創出」、「市民行動によるエコシティの育成」という3つの方向に沿って、地域冷暖房や雨水利用施設の整備、下水処理水の再利用、屋上緑化・壁面緑化や風の道、周辺の水辺空間の整備など、地域特性に応じ、可能な事業を実施する。
②鉄道をはじめとする公共交通網と環境に配慮した道路網を体系的に整備するとともに、交通の目的に応じて、電車やバスなどの公共交通機関が効率的に利用されるよう、総合的な交通運営管理手法の導入を進め、利用しやすい交通体系の確立を図ることにより、環境への負荷をより低減させる都市づくりを行う。また、市内のほとんどの地域で最寄駅へおおむね15分で行けるように、幹線道路、地区幹線道路、駅前広場などの整備、また、バス路線の再編、拡充、バスレーンの設置や交通規制などを進め、駅へのアクセスを中心としたバス交通の改善を図る。
③港湾地区の整備において、港湾環境計画を策定し、海域への負荷の低減、水質・底質の改善、生物の生息環境の保全、親水性や魅力ある景観づくりなどに努め、健全で豊かな港湾環境の実現を図る。
④事業所における資源・エネルギーの効率的利用の促進など、環境への負荷の低減に向けた取組の促進・支援、及び環境関連産業の振興、育成を図る。

市と市民・事業者が連携して取り組む方策
①市・事業者・市民の相互協力によるエコシティの形成

## 2 産業廃棄物の発生抑制，資源化，減量化，適正処理の推進

### < 現状及び課題 >

経済規模の拡大や産業活動の活発化に伴い、横浜市の1994年度における産業廃棄物の発生量は950万トに、最終処分量は147万トにのぼっている。産業廃棄物の処理・処分等については、事業者に対する支援として、公共関与による最終処分場の建設や受け入れ、建設廃材（コンクリート、アスファルト廃材）の資源化再利用プラントでの再生利用や、廃棄物交換システムの運用により、資源化が進められているとともに、下水処理に伴い発生する汚泥については、園芸資材やレンガへの活用など、資源として有効活用が図られている。

しかしながら、現在の施策の継続を前提とした場合、2010年の産業廃棄物の発生量は1,288万トに、処分量は141万トになると見込まれ、土地が高度に利用されている横浜市では、最終処分場建設用地の確保はますます困難となることが予想されている。

さらに、産業廃棄物は量的拡大ばかりではなく、有害物質を含んだ廃棄物や、爆発性、感染性などの特性を有するため特別な管理を要する廃棄物の増大が見られるなど、質の多様化も進んでおり、産業廃棄物の資源化、減量化にも影響を与えている。

このため、産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、横浜市においては、中小企業等が排出する産業廃棄物について、民間による処理を補完するものとして、産業廃棄物処理施設の整備に努めることが必要となっている。また、事業者においては、ごみになりにくい製品や適正な処理が容易な製品を製造するため、製造業者が製品の設計段階から、環境への影響やリサイクルがしやすいかどうかを事前に評価する「ごみアセスメント」の導入とともに、再生品を原材料として使用するなど、産業廃棄物のより一層の資源化、減量化への取組が必要となっている。

### < 目標 >

横浜市環境目標	適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。
目標達成のための指標	最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した141万トに対し、その23%を削減した109万トとする。

< 指標の説明 > 2010年における市内から発生する産業廃棄物の量及び資源化量、減量化量、処分量を予測・推計するため、産業廃棄物発生量については、人口予測、各種の統計をもとに発生量の予測評価を行い、発生抑制、資源化、減量化技術等については「現状で推移した場合」、「現在技術開発が進み将来技術が確立するもの」など5ケースについて予測評価を行った。

これらの予測評価をもとに、市、事業者が減量化対策を徹底して行うとしたケース、すなわち「公共、民間とも発生抑制に努め、資源化、減量化について、新規の処理技術の採用など相当の努力を行って達成可能」と予測される「23%の削減」を指標とする。

### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
① 「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、「環境汚染の未然防止」、「処理施設の整備」、「災害廃棄物対策」及び「産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化」等について事業者への指導を進めるとともに、市民に対する普及啓発活動を行う。
② 廃棄物の発生抑制、資源化、減量化等を推進するため、環境管理・監査システムの要素を取り入れた「廃棄物自主管理総合評価マニュアル」を作成し、多量排出事業者に対して、製造から廃棄までの「自主管理計画」の策定指導を行う。

- ③特別管理産業廃棄物排出事業者に対して、廃棄物の適正管理、適正な処理処分、資源化、減量化等の方法を盛り込んだ廃棄物の処理計画の策定指導を行う。
- ④公共関与による産業廃棄物最終処分場での処分や建設廃材の資源化再利用プラントでの再生利用を進め、事業者に対する支援を継続して行う。
- ⑤公共関与による広域中間処理・リサイクル施設及び最終処分場を整備する。
- ⑥産業廃棄物の不法投棄防止対策を推進する。

市民・事業者に期待される行動

- ①産業廃棄物の発生量を抑制するため、製造工程の改善、合理化を図る。(事業者)
- ②産業廃棄物の資源化、減量化を一層進めるとともに、再生品や再生資源の積極的な使用に努める。(事業者)
- ③「ごみアセスメント」を実施する。(事業者)
- ④産業廃棄物の処理・処分施設の整備を進める。(事業者)
- ⑤産業廃棄物と消費生活との関わりや産業廃棄物処理の重要性についての理解を深めるとともに、日常生活の中で再生材を用いた商品等を積極的に利用するように努める。(市民)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①廃棄物交換システムの効果的な運用による事業者の廃棄物の資源化、減量化の促進
- ②産業廃棄物情報提供システム(適正処理技術・資源化情報等の提供)の構築による事業者と連携した適正処理、資源化、減量化の推進

### 3 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進

#### < 現状及び課題 >

生活様式の多様化や消費意識の変化が進み、使い捨て文化という言葉に代表される商品の大量消費、大量廃棄に伴い、横浜市の1994年度における一般廃棄物の発生量は149万トンのぼっている。

また、その中でもOA化の進展によるオフィスからの紙ごみなど事業系のごみが著しく増加しているとともに、プラスチックや複合材を使用した製品の増加や大型化した家電製品の増加が見られるなど、ごみの質的变化もあり、一般廃棄物の適正な処理が困難になっている状況にある。

さらに本市において、このまま一般廃棄物が増加し続けた場合には、2010年には269万トになると見込まれている。

今後は、事業者においては、ごみアセスメントによるごみになりにくい製品や再生しやすい製品等の開発を促進するほか、自らも再生品を原材料として使用するよう努めるとともに、家庭や地域においては、資源ごみの分別や再生品の使用などに主体的に取り組むなど、市のみならず、市民や事業者が、それぞれの役割に応じて一般廃棄物の減量化や資源化、再利用を念頭に置いた幅広い取組を実施していくことが課題となっている。

< 目標 >

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化・資源化を主眼に置いた処理システムが実現されている。</li> <li>・市民の日常生活の中でごみの減量化・資源化が実践できている。</li> <li>・省資源・循環型の企業行動が定着している。</li> </ul>
目標達成のための指標	減量化・資源化率を30%にする。

< 指標の説明 > 現在のまま、一般廃棄物が増加を続けると、ごみ焼却工場の焼却能力、最終処分場の残余容量が不足するなど厳しい事態が発生することが予想されるなどの理由から、一般廃棄物処理計画基本計画に掲げる施策（主要なものは本計画の下記の施策のとおり）を確実に推進することにより可能となる減量化・資源化量を積算して得られた上記の数値を指標とする。

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
<p>①家庭ごみについては、分別収集の充実を図るとともに、自治会・町内会等による古紙・布などの資源集団回収を推進するための奨励金の支給や家庭用コンポスト容器の購入助成を引き続き行う。また、市民が容易に利用できる常設の資源回収拠点として資源デポの整備を進めるとともに、適正包装の推進等によりごみの減量化・資源化を進める。</p> <p>②事業系ごみについては、排出事業者による減量化・資源化を促進する。</p> <p>③製造事業者等に対しては、ごみアセスメントの事業者自身の責任による実施を求めるとともに、製造・販売事業者等に対しては、自社製品の自主回収や再生利用などのリサイクルに関する応分の負担を求めていく。</p> <p>④適正処理の推進のために、新たな焼却工場の整備や既存工場の改修を計画的に進める。</p> <p>⑤リサイクルの方法、リサイクル活動に関する情報の提供、適正包装の推進など、市民・事業者に対するごみの減量化・資源化の普及啓発を一層進めるとともに、市民の地域におけるリサイクル活動の拠点として、リサイクルコミュニティセンターを整備する。</p> <p>⑥粗大ごみや事業系ごみの有料化等の経済的手法を導入して、ごみの減量化に努める。</p>

市民・事業者に期待される行動
<p>①分別収集、資源集団回収への参加・協力や生ごみのコンポスト化など、ごみの減量化・資源化に一層取り組む。（市民）</p> <p>②商品購入の際は、エコマーク、グリーンマーク付き商品などの再生原料を使用した商品を選択するよう心がけるとともに、使い捨て商品を購入しないよう心がける。（市民）</p> <p>③古紙のリサイクルなど、廃棄物の減量化・資源化に積極的に取り組む。（事業者）</p> <p>④製造事業者等は、ごみアセスメントを自主的に実施するとともに、自社製品、容器の回収・リサイクルを行う。（事業者）</p> <p>⑤包装の適正化に努める。（事業者）</p> <p>⑥買い物の際には、買い物袋を持参するように努める。（市民）</p>

市と市民・事業者が連携して取り組む方策
①減量化・リサイクル推進協議会による、市・事業者・市民が連携したリサイクル活動の促進

## 4 建設発生土対策の推進

### < 現状及び課題 >

都市開発の活発化，地下利用の増大から，横浜市の建設発生土の発生量は，1994年度には316万m<sup>3</sup>にのぼっており，さらに引き続き行われる都市基盤整備や各種市民利用施設の整備に伴い増加が見込まれている。

しかしながら，都市化の進展や海面埋立事業の減少等により，建設発生土の受入適地の不足が深刻化している。

今後，公共事業の円滑な推進を図るためには，建設発生土の循環的な利用を確保する観点から，恒久的な輸送中継基地と安定的な受入空間の確保等が重要な課題となっている。

### < 目標 >

横浜市環境目標	工事から発生する建設発生土が有効に利用されている。
目標達成のための指標	公共事業から発生する建設発生土の再利用率を100%とする。

< 指標の説明 > 建設発生土の再利用状況については，現状においてもほぼ100%に近い状況になっている。公共事業の円滑な推進，資源の有効利用の促進の観点から，将来にわたってもこの水準の維持・向上を図っていくことが必要であることから，上記のとおり指標を設定し，その達成を目指すこととする。

### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	公共建設発生土については，指定処分制度（市の指定する場所へ搬出する）により埋立地用材としての活用を図るとともに，地方港湾や首都圏内陸部での埋立・造成用材として広域利用を推進する。
②	民間建設発生土については，発生量等現況把握を行い，有効利用促進のための支援を検討する。
市民・事業者期待される行動	
①	建設工事の際は，適正な工法の選択や土質改良による埋め戻しを行うなど，建設発生土の発生量の抑制に努める。（事業者）
②	工事間流用等により再利用に努める。（事業者）

## 5 エネルギーの効率的利用の推進

第5節 地球環境保全対策の推進 1 地球温暖化対策の推進 に掲載

第5節 地球環境保全対策の推進

1 地球温暖化対策の推進

< 現状及び課題 >

地球温暖化問題は、二酸化炭素やメタン、フロン等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まって、地球規模の気温の上昇及びそれに伴う海面の上昇、降水分布等の変化を生じる問題であり、生態系、生活環境等に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

温室効果ガスの中でも二酸化炭素は、そのほとんどが石油等の化石燃料の使用に伴い発生するため、合理的・効率的なエネルギー使用を促進する施策を展開して、二酸化炭素の排出量を少なくする必要がある。

横浜市では、1993年に地球温暖化の防止、大気汚染防止などの観点から、エネルギーの効率的な利用を推進し、省エネルギー型社会への転換を図るため「横浜市エネルギービジョン」を策定した。このビジョンに基づいて各種施策を着実に実施していく必要がある。

また、廃棄物の焼却によっても二酸化炭素が排出されることから、廃棄物の排出抑制、資源化が、地球温暖化対策の観点からも必要である。さらに代替フロンなどの温室効果ガスについてもその対策が今後の課題となっている。

< 目標 >

横浜市環境目標	エネルギーの合理的、効率的利用が図られ、省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。
目標達成のための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民1人あたりの二酸化炭素排出量が、2000年以降概ね1990年レベルでの安定化が図られている。</li> <li>・1990年度から2010年度の最終エネルギー消費の年平均伸び率が、1.2%を上回らない。</li> </ul>

< 指標の説明 > 横浜市のエネルギー消費は、全国平均と比べ今後も引き続き、その伸びが大きいことが予想されているが、下記の二酸化炭素排出量及び最終エネルギーに関する全国レベルの目標値等を、本市域内での達成すべき指標とする。

- ・二酸化炭素……気候変動枠組み条約に基づく対策努力目標であり、我が国の地球温暖化防止行動計画の目標でもある、「一人当たり二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める」
- ・最終エネルギー消費の年平均伸び率……国の「石油代替エネルギー供給目標」の前提となっている「エネルギーの中長期需給目標の年平均伸び率1.2%を上回らない」

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	業務用ビルなどの民生業務部門については、市街地再開発事業などで、地域冷暖房の導入を推進し、効率的なエネルギーの利用と未利用エネルギーの活用を促進するとともに、建築物での効率的なエネルギー利用を図るために、省エネルギーに関する情報提供を行い、コージェネレーションシステムや省エネルギー機器の導入などを促進する。
②	家庭部門については、住宅の断熱化やソーラーシステムの普及、省エネルギー型機器の普及促進などを行うとともに、省エネルギー型のライフスタイルへの転換を促す普及啓発を推進する。
③	運輸部門については、公共輸送機関の整備やその利便性の向上などにより、自動車需要の軽減とエ



エネルギー効率の高い輸送手段への転換を図る。また、物流拠点の整備などにより、輸送効率の向上を図るとともに、自動車交通流の円滑化対策を推進する。

- ④産業部門については、これまでの省エネルギー対策を継続して行うよう働きかける。
- ⑤自然エネルギーに関しては、公共施設での活用を図る。また、住宅向けの太陽光発電、ソーラーシステムなどの導入について、国等と連携した支援を行う。
- ⑥映像や体験などを通して、わかりやすい省エネルギーの普及啓発活動や情報提供活動を展開する。
- ⑦廃棄物の減量化・資源化のための施策を進めるとともに、ごみ焼却工場での発電や市民利用施設への余熱の供給など、熱の有効利用に努める。

市民・事業者に期待される行動

- ①省エネルギーを心がけた生活を実践する。(市民)
- ②太陽熱などの自然エネルギーの利用に努める。(市民及び事業者)
- ③生産活動の中での省エネルギーに努める。(事業者)
- ④オフィスでの省エネルギーの推進に努める。(事業者)
- ⑤省エネルギー型機器、技術の開発に努める。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①環境共生型住宅の建築や省エネルギー型設備改善に関する取組への融資による、市民・事業者の環境に配慮した取組の推進
- ②市内中小企業者への助成による省エネルギーに関する新技術の開発の促進
- ③ビルのエネルギー管理の共同化・効率化などの取組に関する支援による事業者のエネルギーの効率的利用の促進

## 2 オゾン層保護対策の推進

### < 現状及び課題 >

オゾン層の破壊は、冷蔵庫等の冷媒、洗浄剤、噴射剤などとして幅広く使用された特定フロン等が成層圏まで上昇し、オゾン層を破壊することによって、有害紫外線が直接地表まで到達し、皮膚ガンの増加、生態系への影響を及ぼす問題である。

この問題については、国際的にはウィーン条約及び特定フロン等の全廃を定めたモントリオール議定書、国内的には、いわゆるオゾン層保護法により、特定フロンの生産、消費の段階的削減、最終的に全廃するための枠組が定められている。

今後は、冷蔵庫などに使用されている特定フロンなどの適切な回収・処理や特定フロン以外のオゾン層破壊物質への取組が重要な課題となっている。

### < 目標 >

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定フロンが回収・処理されている。</li> <li>・ 特定フロン以外のオゾン層破壊物質の適正管理、回収・処理のシステムが確立されている。</li> </ul>
---------	--

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	市民や事業者との連携により、廃家電製品や廃自動車からの特定フロンの適切な回収・処理に向けた施策を推進していく。また、断熱材に使用されている特定フロンは、処理技術の開発動向を踏まえながら、その対策について検討を進める。
②	ノンフロン製品の普及拡大や生産工程でのノンフロン化に対する融資や技術開発助成を引き続き推進していく。
③	市の公共施設でのノンフロン化を進めるとともに、民間の業務系ビル等のノンフロン化の指導を推進する。
④	特定フロン以外のオゾン層破壊物質については、適正管理、回収・処理のシステムの確立を図る。

市民・事業者に期待される行動	
①	エアコン、冷蔵庫、カーエアコンなどのフロン使用機器を廃棄する場合には、適正な方法で廃棄するように努める。(市民及び事業者)
②	冷蔵庫、自動車等の製品を購入するときは、オゾン層を破壊しない物質又は破壊能力の小さい物質を使用しているものを購入する。(市民及び事業者)
③	フロン使用の生産工程を早期にノンフロン化へ転換する。(事業者)
④	ノンフロン製品の販売、普及促進に努める。(事業者)
⑤	フロンの漏洩防止を図るとともに、回収・処理に努める。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策	
①	市民・事業者との連携に基づく特定フロンの回収・処理に関するシステムの整備
②	生産工程のノンフロン化への転換に対する融資による、事業者のノンフロン化の取組の推進

3 その他の地球環境保全対策の推進

< 現状及び課題 >

地球温暖化及びオゾン層の破壊以外の地球環境問題としては、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、森林の減少、野生生物種の減少、砂漠化があげられる。とりわけ、熱帯林には、世界の野生生物種の約半数が生息するといわれ、遺伝子資源の宝庫でもあるが、広い面積の消失により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕することが懸念されるなどといった問題も顕在化している。

これらの問題については、地球温暖化やオゾン層の破壊と同様、1992年の「環境と開発に関する国連会議」(いわゆる地球サミット)において、対策の国際的な枠組づくりが話し合われ、具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択されるとともに、その後の各種条約、宣言、声明等へ結びついている。

本市においても、各問題についての理解を深めるとともに、市・事業者・市民が連携して、地域レベルにおいて取り組むべきことを着実に実施していく必要がある。

< 目標 >

横浜市環境目標	市・事業者・市民が地球環境問題について理解し、それぞれの立場から地球環境問題解決に向けた取組が行われている。
---------	--

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	酸性雨対策として現在とられている固定発生源、移動発生源に対するいおう酸化物・窒素酸化物などへの取組を強化・推進する。
②	産業廃棄物の海洋投入処分の原則禁止を踏まえて、排出事業者に対する海洋投入処分の削減指導を進めていく。
③	海洋汚染防止対策として、船舶からの廃油の適切な処理を推進するとともに、出入り船舶に対する適切な指導、普及啓発を行っていく。
④	森林資源の保全のため、木材の合理的・効率的利用並びに、持続可能な林業から生産されたものの使用の促進を図る。

市民・事業者に期待される行動	
①	いおう酸化物、窒素酸化物などの排出量の削減に努める。(事業者)
②	海洋投入処分の継続が可能である産業廃棄物についても発生抑制に努める。(事業者)
③	船舶からの廃油、じん芥等の適正な処理に努める。(事業者)
④	木材の合理的、効率的な利用を推進する。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策	
①	排出事業者・処理業者との連携・協力に基づく、産業廃棄物中間処理施設等の整備による海洋投入処分の陸上処分への円滑な移行の促進
②	開発途上国における植林活動など市民の自主活動に対する支援の推進

4 環境分野における国際的連携の推進

< 現状及び課題 >

開発途上国では、貧困や人口増加を背景とした森林の減少や砂漠化が進むとともに、経済活動の活発化や都市への人口集中による大気汚染、水質汚濁などの公害問題が深刻化や、エネルギー使用量の増加に伴う二酸化炭素排出量の急増が懸念されている。こうした開発途上国における環境問題は開発途上国だけの問題ではなく、先進国を中心に世界各国が協力して取り組まなければならない問題となっている。

特に我が国の地方自治体においては、過去に深刻な公害問題への対策に直面し克服してきた経験を生かして、開発途上国の自治体等と連携して地域の環境問題の解決に取り組むことが期待されている。

横浜市においても、公害対策の技術移転を目的に、上海市、バンコク首都圏庁との交流や、国際的な環境保全活動を行うNGOに対しての支援を行っているが、これまでの経験を生かし、相手国の実情に応じたきめの細かい国際環境協力を今後さらに拡大していくことが求められている。

< 目標 >

横浜市環境目標	市・事業者・市民がそれぞれの立場から、環境分野における国際的な情報交換・交流に参加している。
---------	--

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	開発途上国への技術移転、人材育成のための研修生の受入、技術者の派遣に努める。

- ②環境分野における国際協力に携わる人材を育成する。
- ③環境関連企業、NGO等との連携を深め、民間レベルでの国際協力を支援する。
- ④国際機関等を通じた国際協力、自治体間の連携の促進に努める。

市民・事業者に期待される行動

- ①開発途上国の環境問題を正しく理解するとともに、国際環境協力を積極的に貢献する。  
(市民及び事業者)
- ②開発途上国への進出に際しては、環境保全に配慮する。(事業者)
- ③公害防止技術や省エネルギー技術などの環境関連技術の開発途上国への移転促進に努める。  
(事業者)
- ④国際機関、自治体等と連携した技術協力を努める。(事業者)

市と市民・事業者が連携して取り組む方策

- ①民間団体が行う開発途上国での国際環境協力に対する支援の推進
- ②開発途上国技術者等の受入技術研修に関する市と事業者の連携協力の推進

第6節 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

1 環境教育及び環境学習の促進

< 現状及び課題 >

横浜市では、児童・生徒が環境問題を正しく理解し学ぶことができるよう、小中学生を対象とした副読本を作成・配布し、学校教育での活用と自主的な学習活動での活用を推進している。各学校においても、大気・水質、生き物の調査・観察、リサイクル活動への協力や美化活動などの環境に関する様々な取組が創意工夫のもとに進められている。

また、市民や事業者を対象として、環境問題に関する講演会やセミナー、市民環境教室などを開催し、環境に関する学習の機会や情報を提供している。

さらに、身近な地域の環境情報の集積を図るとともに、環境保全意識を啓発し、人材育成を図る制度として、環境モニター制度や横浜市市民水環境調査協力員制度を実施しており、自然や生き物の観察・調査など市民の参加・協力を得ている。

しかし、複雑・多様化した今日の環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが主体的に学習に取り組む、一層積極的に環境に配慮した行動をとることが求められている。

今後、家庭や学校、事業所内での環境に関する教育や研修、あるいは市民・事業者の自主的な学習活動を一層推進し、具体的な取組や活動につながるよう、的確な学習資料や情報の提供、学習の場の整備などの支援を行い、学校教育はもとより、幼児から成人・高齢者に至るまでの、様々なライフステージに応じた環境教育・環境学習の充実を図ることが必要となっている。

< 目標 >

横浜市環境目標	環境教育のより一層の充実が図られるとともに、環境学習が全市的な規模で展開されている。
---------	--

< 目標達成のために必要な取組 >

市の取組	
①	環境教育をあらゆる機会をとらえて、より実践的・体験的に行うための「環境教育推進事業」を市立の全学校で引き続き進めていく。
②	各校区に所在する水辺、緑、生息生物などの地域環境情報等を整理したガイドブックの作成を通じて、地域の状況に応じた環境教育が推進されるよう支援する。
③	エコミュージアム、自然系博物館等の体験学習の新たな場を活用し、学習機会の充実を図る。
④	環境学習に誰もが、いつでも主体的に参加できるよう、より効果的に広報・啓発事業を進めていく。
⑤	環境学習をより一層推進するため、地域や企業との連携を促進する。
⑥	環境モニター制度、横浜市市民水環境調査協力員制度など、環境学習の促進と人材育成に資する制度の充実に努める。
⑦	環境に関する教育や研修・学習の場として「環境保全活動センター」(32ページ☆印参照)を整備する。

市民・事業者に期待される行動	
①	従業員に対する環境教育を充実するとともに、環境学習を推進する。(事業者)
②	省エネルギーやリサイクル活動、緑や生き物をはじめとする自然の保護など、日常生活に関わりが

深い課題についての環境学習を一層推進する。(市民)  
 ③環境に関する学習に自主的に取り組む。(市民及び事業者)

## 2 市民・事業者の環境保全活動の促進

### < 現状及び課題 >

今日の環境問題を解決するためには、市のみならず、市民・事業者が、環境への理解を深めるとともに、それぞれの立場でできる環境配慮や環境保全活動を自主的、積極的に行うことが必要である。

横浜市では、横浜市環境保全基金を活用した市民団体の自主活動への助成や資源集団回収事業を行うとともに、公園・ふれあいの樹木の維持・管理など自然環境の保全に関する市民のボランティア活動の促進などを図っている。しかしながら、自主的な取組を行っている団体の中にも、情報の不足により活動が停滞したり、環境問題に関心はあるが実践活動を行うまでに至っていない市民も多いと考えられる。

今後は、環境保全活動に取り組む団体に関する情報を広く市民・事業者提供するとともに、環境保全活動に取り組む団体の相互交流、指導者の育成など、個人や団体の環境保全活動を促進するための方策を充実していく必要がある。

一方、事業者の自主的な取組の推進については、中小企業を対象に環境負荷の低減につながる施設整備や研究開発促進のための助成・融資制度を設けるとともに、環境にやさしい商品やサービスを市民に提供する商店等を「エコライフ協力店」として認定する制度を実施している。

市内事業所においても、環境問題に関する自主的な取組が進められているが、今後は、こうした取組をより一層促進するための施策の充実が課題となっている。

### < 目標 >

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの市民が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。</li> <li>・より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を営み、地域での環境保全に関する社会貢献活動が行われている。</li> </ul>
---------	---

### < 目標達成のために必要な取組 >

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民が地域の環境保全活動に取り組めるように、実践活動の進め方や活動団体等についての情報・相談機能を充実する。</li> <li>②自主的な活動を促進するため、環境保全活動に取り組む団体間の交流の促進や人材の育成に努める。</li> <li>③事業者による自主的な取組を促進するため、環境管理・監査制度などの国際的動向や他の企業の先進事例の紹介などの情報提供に努める。</li> <li>④市民・事業者の環境保全活動の拠点として、「環境保全活動センター」(32ページ☆印参照)を整備する。</li> </ul>

市民・事業者に期待される行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の環境保全活動に積極的に取り組む。(市民及び事業者)</li> <li>②環境管理制度を積極的に導入するなど、環境に配慮した事業活動を促進するための制度や体制の整備に努める。(事業者)</li> <li>③エコライフ協力店として取組を推進するなど、環境に配慮した商品の普及とサービスの提供に努める。(事業者)</li> </ul>



《環境保全活動センターの整備》

環境教育・環境学習及び環境保全活動を促進するために、市・事業者・市民三者の連携を進め、自主的な取組を支援する拠点として、「環境保全活動センター」を整備し、「環境にやさしいライフスタイルや社会経済活動」への移行を促進するための事業を展開していく。

環境保全活動センターが担う役割

＜環境に関する情報の収集・発信，相談・調整＞

- ・環境に関する人材・文献・市民活動など広範な情報の集積と提供
- ・市民のリサイクル活動，消費活動等「環境に配慮した生活」や企業・事業者の環境管理・監査制度の導入等「環境に配慮した事業活動」のための情報提供，相談サービス
- ・市・事業者・市民三者の連携・交流を促進する仕組づくり

＜環境教育・学習，環境保全活動の支援＞

- ・環境問題を理解するための学習会，研修会，講演会の開催など学習の機会や場の提供
- ・ボランティアやアドバイザー，コーディネーター等人材の育成及び派遣・紹介

3 市自らの環境保全行動の展開

＜現状及び課題＞

市が施策の実施や事務執行などその業務運営において利用している物品やエネルギー，あるいは使用している自動車や設備機器，排出される廃棄物などは，他の事業所と比較しても決して少ないものではない。市が消費者・事業者としての立場からその業務運営の中で，積極的に環境に配慮した取組を進めることは，都市横浜にもたらされる環境負荷の低減に有益であるばかりでなく，他の事業者や消費者に対する率先行動としての役割を果たすという意味も持っている。

横浜市においてはこれまでも，環境に配慮した取組として，

ア 大気汚染の改善のための，低公害ごみ収集車，低公害バスの導入

イ 水の有効利用推進のための，小・中学校における雨水の利用及び下水処理水のせせらぎ水路への利用

ウ 市役所内のごみの発生抑制，回収及び資源化の体制を整備するとともに適正包装の推進，再生品の利用拡大等に取り組むため，横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部を設置しての，古紙及び缶びんの回収・資源化や再生紙をはじめとする再生品の利用拡大，適正包装の推進等

エ エネルギー使用量抑制のための，冷暖房機の設定温度・使用期間の適正化，ソーラーシステムの採用及びごみ焼却工場の余熱利用

オ オゾン層保護のための，市の施設での特定フロンを使用しない冷暖房設備への改修

等を既に実施しているが，今後は市が行っているこれらの活動をさらに拡充し，市及び市の関係機関全体において，計画的に推進することによって，より一層の環境の負荷の低減に寄与するとともに，他の事業所等による同種の行動を誘導することが必要となっている。

＜目標＞

横浜市環境目標	市及び市の関係機関全体で環境保全への取組が実施されている。
---------	-------------------------------

＜目標達成のために必要な取組＞

市の取組

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 環境に配慮した取組を行うための市の行動計画を策定・実施する。 |
|----------------------------------|

## 第3章 開発事業等における環境配慮の指針

## 1 基本的考え方

## (1) 目的

本計画に掲げた5つの都市環境像を実現するためには、第2章に掲げた施策・事業の推進とともに、市内において実施される各種の開発事業等(※)の計画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要である。

そこで、本章では開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮の指針を示す。

※本章にいう開発事業等とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業をいう。

## (2) 環境配慮の基本的事項

各種の開発事業等に共通する環境配慮の基本となるものであり、開発事業等を行うものは、これに基づき環境配慮に努めるものとする。

## (3) 事業別配慮指針及び地域別配慮指針

事業別配慮指針及び地域別配慮指針は、「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」(以下、「事業調整要綱」という。)が対象とする開発事業等を対象とするものである。

事業別配慮指針は、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が及ぼす環境への影響について適切な配慮事項を示すものである。

地域別配慮指針は、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに、良好な環境を保全・創造していくための配慮事項を示すものである。

なお、これらの指針は、その他の事業についても、その一部が参考になると考えられる。

## (4) 本章において対象とする環境への配慮項目は次ページの表とする。



【環境への配慮項目】

大項目	配慮項目	説 明
生活環境 公害等	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	生活環境等に影響を及ぼす悪臭に対する配慮
	超低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす超低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照障害	生活環境等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
	風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制及び再利用の促進、二次公害の発生に対する配慮
自然環境	水象	河川、海域等の流量・流路及び地下水水位等水象への影響に対する配慮
	緑・生物	動植物の生息・生育環境、自然環境の保全及び創造に対する配慮
社会文化環境	地域生活環境	地域分断等地域生活への影響に対する配慮
	景観	自然景観、地域景観、眺望点（ビューポイント）等の保全及び圧迫感の発生に対する配慮
	文化財等	有形文化財、旧跡・史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮
	災害（安全）	自然的・人工的災害に対する配慮
	資源・エネルギー	合理的・効率的な資源・エネルギー利用に対する配慮

2 環境配慮の基本的事項

(1) 周辺土地利用に配慮した環境負荷の低減

開発事業等による環境への負荷は、事業の内容や周辺地域の環境特性により、その影響の程度が異なってくる。このため、開発事業等による生活環境への著しい影響（大気汚染、水質汚濁等）を及ぼさないよう、周辺地域の環境特性を踏まえた環境配慮を行う等、環境への負荷の低減に努める。

また、住工混在等土地利用の混乱は各種の環境問題を引き起こす要因になることがあり、業務地、工業地、住宅地、農地等、それぞれの土地利用と調和のとれた開発となるよう配慮に努める。

(2) 地域の自然環境への適切な配慮

横浜市のように住宅地が広がる都市地域においては、身近な「緑」や「水辺」は、動植物の生息・生育環境であるとともに、人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えるためにも重要なものであり、人と自然が共生する生活環境を形成する上で不可欠な要素となっている。

このため、まとまった緑地、都市横浜の景観を創り出している優良な斜面緑地、河川の源流域、水辺、農地、現存する貴重な動植物等自然環境を極力保全するよう努める。また、改変を伴う場合には、環境変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特性に応じて、緑化や水辺の整備、動植物の生息・生育環境としての質の向上等の良好な環境の創造を図るよう努める。

## (3) 少負荷型・循環型都市の形成

「環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市」の実現のため、省資源・省エネルギー等の配慮に努める。

## (4) その他、以下に示す事項について配慮する必要がある。

ア 「ゆめはま2010プラン」及びその区別計画等との整合を図ること。

イ 環境管理計画第2章に示された「市民・事業者に期待される行動」の実現に努めること。

ウ 工事方法等については、地域環境と調和したものを採用するように努めること。

### 3 事業別配慮指針の策定方針

## (1) 対象事業等

事業調整要綱の事業分類に準じて、以下の10の事業を対象とする。（規模は同要綱に準じるものとする。）

- ① 開発行為等土地の改変を伴う事業
- ② 道路整備事業
- ③ 鉄道・軌道整備事業
- ④ 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）
- ⑤ 廃棄物処理施設新增設事業
- ⑥ 終末処理場新增設事業
- ⑦ 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）
- ⑧ 公有水面埋立事業
- ⑨ 大規模建築物新設事業
- ⑩ 運動・レクリエーション施設等新設事業

## (2) 事業別配慮指針の構成

## ① 配慮項目ごとの検討事項

大気汚染や水質汚濁等の配慮項目ごとに、環境に影響を及ぼすと一般的に想定される事柄を検討事項として記載する。

## ② 一般的配慮事項

計画立案に当たって、一般的に配慮が必要と考えられる基本的な事項を記載する。

## ③ 配慮事項の例

事業調整における配慮事項の参考事例として、配慮項目ごとに環境保全に資すると考えられる配慮事項の例を記載する。

4 地域別配慮指針の策定方針

(1) 配慮項目選定の考え方

配慮項目の中には、事業内容による影響が中心となる項目や、地域の特性を考慮する部分もあるが基本的には事業ごとに環境への配慮を行うことで対応可能となる項目があるが、事業が行われる地域の環境特性を併せて考慮しなければならない配慮項目も存在する。

地域別配慮指針では、このように地域ごとの環境特性を考慮すべきと考えられる「大気汚染」、「地盤沈下」、「水象」のうち「地下水かん養」及び「緑・生物」を指針策定の対象とする。また、「文化財等」についてはその分布状況を地図で示すこととし、具体的な配慮事項は事業別配慮指針で対応することとする。

なお、水系、水域ごとに配慮すべき事項が異なる「水質汚濁」、「水象」のうち流量その他については「横浜市水環境計画」にいう「目標達成の方策」を準用する。

個別配慮項目についての選定の考え方を次に示す。

配慮項目	地域別配慮の必要性についての考え方
大気汚染※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
水質汚濁※	「横浜市水環境計画」の目標達成の方策による
土壌汚染	地域特性よりも事業内容による影響が中心
騒音	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
振動	
地盤沈下※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
悪臭	地域特性よりも事業内容による影響が中心
超低周波音	
電波障害	
日照障害	
風害	
廃棄物等	
水象 ※	「地下水かん養」については、地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある 流量その他については「横浜市水環境計画」による
緑・生物※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
地域生活環境	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
景観	地域特性よりも事業内容による影響が中心
文化財等※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
災害（安全）	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
省資源・省エネルギー	地域特性よりも事業内容による影響が中心

(2) 地域別配慮指針の構成

ア 地域区分

注目する配慮項目によって環境特性分布が異なっているため、配慮項目ごとにそれぞれの環境特性分布からみた適切な地域区分を設定した地図を掲載する。

イ 地域の特性と配慮事項

区分した各地域ごとの「地域の特性」を記述し、環境への配慮を行うべき「配慮事項」を示した。なお、配慮項目によっては、当該地域において特に重点を置くべき環境配慮の方向を「重点事項」で示した。

## 第4章 計画の推進方策

## 1 推進体制

## (1) 市・事業者・市民三者の連携の促進

本計画を着実に推進し、環境への負荷の少ないうるおいとやすらぎのある都市づくりを進めていくためには、何よりも市民・事業者の積極的な参加・協力が不可欠である。

ア そのため、計画に掲げた個別分野に応じて、市と市民・事業者及び関係機関等で構成する協議会を設置し（現在設置されているものについては、その協議会を中心として）、各分野における施策・事業の推進を図っていく。

イ 市・事業者・市民相互の日常的な連携と交流を促進するための、情報提供、相談機能を持ち、学習・交流の場として活用できる環境保全活動センターを整備する。

## (2) 行政における推進体制の整備

本計画の効果的な推進及び総合的な調整を行うため、関連局区で構成する環境管理計画推進会議（仮称）を整備し、本計画に掲げた施策・事業の着実な推進を図っていく。

また、広域的な取組を必要とする事項については、今後も引き続き、国及び他の地方公共団体との協議・調整の場を活用し、その効果的な推進に努めていく。

## 2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進

各種開発事業等の計画立案段階において、適切な環境配慮を誘導する事業調整システムや、大規模な開発事業等の計画確定段階においてその環境への影響を事前に調査、予測及び評価し、その結果に基づき環境保全に努める環境影響評価制度によって、環境に配慮した街づくりを進めることが重要である。

そのため、本計画で定める「事業別配慮指針」や「地域別配慮指針」に基づいて、事業調整システムを的確に運用するとともに、環境影響評価制度を積極的に活用することにより、本計画の着実な推進を図る。

## 3 調査研究及び環境監視体制の充実

複雑化、多様化する今日の環境問題に的確に対応するためには、研究体制等の充実による総合的な環境行政の展開が必要となっている。

## (1) 総合的な研究体制

環境科学研究所を中心とした総合的な研究体制を充実し、国、他の地方公共団体、民間の研究機関、市内の大学等と連携した調査研究を進めるとともに、少負荷型・循環型都市の形成や地球環境問題といった新たな課題に的確に対応することができるよう、科学的知見の集積に努めていく。

## (2) 監視体制

環境監視については、常時監視測定局の拡充や、地球環境問題に対応した測定項目の充実などを図るとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制の充実に取り組んでいく。

## 4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実

適切な環境情報の提供は、市民・事業者が各々の役割を果たしていくために不可欠な要素である。

これまで、「横浜環境白書」、各種報告書、パンフレットを通して、大気、水質等の環境測定データ、施策・事業の展開状況、各種の環境保全活動団体の自主的な取組に関する情報など、様々な情

報を提供してきた。

今後は、これまでの取組に加え、情報提供機能の拡充を目指し、新たに整備される環境保全活動センターにおいて、市民・事業者等の情報ニーズを的確に把握し、信頼性のある情報を効率的に提供できるよう機能の整備を図る。

また、環境保全施策の立案のための内部支援システムとして構築されている「環境情報システム」については、そのデータの充実を図るとともに、情報提供機能を整備していく。

## 5 計画の進捗管理等

### (1) 計画の進捗管理における市民意見の反映

本計画の進捗管理に当たっては、横浜市環境審議会及び上記の協議会において、計画推進に関する意見を求めるとともに、本計画に掲げた目標達成のための施策の進捗状況を年次報告書として公表し、市民等からの意見については、横浜市環境審議会及び環境管理計画推進会議（仮称）で検討し、その反映に努める。

### (2) 計画の見直し

本計画は、2010年までを計画期間とするものであるが、今後の社会経済状況や市民意識などの変化に適切に対応するため、横浜市環境審議会の意見を聴き、必要に応じ、計画の見直しを行うものとする。

## 開発事業等における環境配慮の指針

○

○

## 開発事業等における環境配慮の指針目次

<b>1</b>	<b>基本的考え方</b>	1
<b>2</b>	<b>環境配慮の基本的事項</b>	3
<b>3</b>	<b>事業別配慮指針</b>	4
	(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業	6
	(2) 道路整備事業	8
	(3) 鉄道・軌道整備事業	10
	(4) 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）	12
	(5) 廃棄物処理施設新增設事業	15
	(6) 終末処理場新增設事業	17
	(7) 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）	19
	(8) 公有水面埋立事業	20
	(9) 大規模建築物新設事業	21
	(10) 運動・レクリエーション施設等新設事業	23
	○ 工事	25
	○ 利用方法等	27
<b>4</b>	<b>地域別配慮指針</b>	29
	(1) 大気汚染	30
	(2) 水質汚濁等	35
	(3) 地盤沈下	37
	(4) 地下水かん養	39
	(5) 緑・生物	41
	(6) 文化財等分布図	54

## 開発事業等における環境配慮の指針

### 1 基本的考え方

#### (1) 目的

本計画に掲げた5つの都市環境像を実現するためには、第2章に掲げた施策・事業の推進とともに、市内において実施される各種の開発事業等(※)の計画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要である。

そこで、本章では開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮の指針を示す。

※本章にいう開発事業等とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業をいう。

#### (2) 環境配慮の基本的事項

各種の開発事業等に共通する環境配慮の基本となるものであり、開発事業等を行うものは、これに基づき環境配慮に努めるものとする。

#### (3) 事業別配慮指針及び地域別配慮指針

事業別配慮指針及び地域別配慮指針は、「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」(以下「事業調整要綱」という。)が対象とする開発事業等を対象とするものである。

事業別配慮指針は、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が及ぼす環境への影響について適切な配慮事項を示すものである。

地域別配慮指針は、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに、良好な環境を保全・創造していくための配慮事項を示すものである。

なお、これらの指針は、その他の事業についても、その一部が参考になると考えられる。

#### (4) 本章において対象とする環境への配慮項目は次ページの表とする。



【環境への配慮項目】

大類	配慮項目	説 明	
生活環境	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮	
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮	
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌汚染物質の発生に対する配慮	
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮	
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮	
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮	
	悪臭	生活環境等に影響を及ぼす悪臭に対する配慮	
	公害等	超低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす超低周波音の発生に対する配慮
		電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
		日照障害	生活環境等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
風害		生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮	
廃棄物等		一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制及び再利用の促進、二次公害の発生に対する配慮	
自然環境	水象	河川、海域等の流量・流路及び地下水位等水象への影響に対する配慮	
	緑・生物	動植物の生息・生育環境、自然環境の保全及び創造に対する配慮	
社会文化環境	地域生活環境	地域分断等地域生活への影響に対する配慮	
	景観	自然景観、地域景観、眺望点（ビューポイント）等の保全及び圧迫感の発生に対する配慮	
	文化財等	有形文化財、旧跡・史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮	
	災害（安全）	自然的・人工的災害に対する配慮	
	省資源・省エネルギー	合理的・効率的な資源・エネルギー利用に対する配慮	

## 2 環境配慮の基本的事項

### (1) 周辺土地利用に配慮した環境負荷の低減

開発事業等による環境への負荷は、事業の内容や周辺地域の環境特性により、その影響の程度が異なってくる。このため、開発事業等による生活環境への著しい影響（大気汚染、水質汚濁等）を及ぼさないよう、周辺地域の環境特性を踏まえた環境配慮を行う等、環境への負荷の低減に努める。

また、住工混在等、土地利用の混乱は各種の環境問題を引き起こす要因になることがあり、業務地、工業地、住宅地、農地等、それぞれの土地利用と調和のとれた開発となるよう配慮に努める。

### (2) 地域の自然環境への適切な配慮

横浜市のように住宅地が広がる都市地域においては、身近な「緑」や「水辺」は、動植物の生息・生育環境であるとともに、人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えるためにも重要なものであり、人と自然が共生する生活環境を形成する上で不可欠な要素となっている。

このため、まとまった緑地、都市横浜の景観を創り出している優良な斜面緑地、河川の源流域、水辺、農地、現存する貴重な動植物等、自然環境を極力保全するよう努める。また、改変を伴う場合には、環境変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特性に応じて、緑化や水辺の整備、動植物の生息・生育環境としての質の向上等の良好な環境の創造を図るよう努める。

### (3) 少負荷型・循環型都市の形成

「環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市」の実現のため、省資源・省エネルギー等の配慮に努める。

### (4) その他、以下に示す事項について配慮する必要がある。

ア 「ゆめはま2010プラン」及びその区別計画等との整合を図ること。

イ 環境管理計画第2章に示された「市民・事業者に期待される行動」の実現に努めること。

ウ 工事方法等については、地域環境と調和したものを採用するように努めること。

### 3 事業別配慮指針

#### 1 対象事業等

事業調整要綱の事業分類に準じて、以下の10の事業を対象とする。（規模は同要綱に準じるものとする。）

なお各事業に共通して、土地の改変における配慮事項は「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」でまとめて記載する。

- (1) 開発行為等土地の改変を伴う事業
- (2) 道路整備事業
- (3) 鉄道・軌道整備事業
- (4) 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）
- (5) 廃棄物処理施設新增設事業
- (6) 終末処理場新增設事業
- (7) 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）
- (8) 公有水面埋立事業
- (9) 大規模建築物新設事業
- (10) 運動・レクリエーション施設等新設事業

工事における配慮事項は、各事業に共通して一般的に考えられる配慮事項をまとめて記載する。内容は、一般的に考えられる配慮項目、計画確定段階以降の配慮の方針、施工方法の検討における方策例からなる。

#### 2 事業別配慮指針の構成

##### ア 配慮項目ごとの検討事項

大気汚染や水質汚濁等の配慮項目ごとに、環境に影響を及ぼすと一般的に想定される事柄を検討事項として記載。

##### イ 一般的配慮事項

計画立案に当たって、一般的に配慮が必要と考えられる基本的な事項を記載。

## ウ 配慮事項の例

## (7) 計画立案段階の配慮事項の例

事業調整における配慮事項の例のうち、立地選定や土地利用等のように、計画立案段階で計画立案作業と併せて検討される配慮事項の例を記載。

## (イ) 計画確定段階以降の配慮事項の例

事業調整における配慮事項の例のうち、事業調整終了後の計画確定段階以降の配慮事項の例を記載。具体的な配慮事項の内容は、環境影響評価や各種許認可手続き等（計画確定段階以降）で、その手続きに必要な図書の作成作業等と併せて検討されるが、その配慮事項を検討するに当たっての考え方等を記載して、効果的な環境配慮を図る。

## 3 その他

- (1) 地盤沈下、水象における地下水かん養については、地域特性による影響が中心であるため、地域別配慮指針で対応するものとする。
- (2) 災害（安全）については、安全基準等が定められた法令等により基本的に対応されることになるが、事業内容により、個別に対応するものとする。

(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業

本項では、土地の改変行為及び開発行為等において一般的に配慮する必要があると考えられる上部施設を対象として記述しました。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	冷暖房施設等の稼働に伴う排出ガスによる、周辺地域の大気質への影響
水質汚濁	上部施設の排水による、源流域等周辺水域の水質への影響
騒音・振動・超低周波音	騒音等発生源施設による周辺への影響、及び幹線道路、鉄道等から計画地内の住宅等への影響
廃棄物等	建設発生土等の発生による、周辺住民の生活環境等への影響
水象、緑・生物	大規模な土地の改変による、水文条件や緑・生物の生育・生息環境への影響
地域生活環境	土地利用の大幅な変更による地域分断
景観	土地の改変等に伴う景観及び眺望点の改変による、周辺景観への影響
文化財等	土地の改変等による、文化財等の改変及び消滅
省エネルギー	冷暖房施設等の稼働に伴うエネルギーの大量消費

イ 一般的配慮事項

- ①土地利用等の検討に当たっては、生物生息環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のあるものを中心に、極力既存の緑地を保全するように配慮する。
- ②やむを得ず土地の改変を行う箇所については、極力水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
<p>①騒音・振動・超低周波音</p> <p>◇土地利用や建築物の配置等については、計画地内の主要発生源施設を周辺住宅等から離して配置する等、周辺への影響に配慮するとともに、既存の幹線道路や鉄道等から住宅施設等を離す等、周辺からの影響にも配慮する。</p> <p>②廃棄物等</p> <p>◇建設発生土や建設廃材を極力発生させないよう計画する。</p>

③水象，緑・生物

◇まとまりや連続性のある緑地や源流域，良好な農地等の生物生息空間は，極力保全するように努める。

◇一時的に集中する雨水流出を避けるため，遊水池等の設置により，分散排水に努める。

④地域生活環境

◇歩行者・自動車交通に配慮する等，地域分断を極力生じさせない土地利用計画に努める。

⑤景観

◇高盛土や深切土を極力回避し，周辺に調和した造成計画高とする。

⑥文化財等

◇土地の選定や土地利用の検討に当たっては，神社，仏閣，史跡等歴史的建造物，文化財等の移転を極力避けるように配慮する。

計画確定段階以降の配慮事項の例

①大気汚染

◇冷暖房施設等の熱源は，極力電気またはガスを使用する。

◇排出ガス対策として，高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに，排出ガスの拡散にも配慮する。

②水質汚濁

◇排水の性状及び周辺水域の状況に応じた高度な処理施設を設置するとともに，極力再利用を図る等，排水量を削減する。

③水象，緑・生物

◇緑地や農地等をやむを得ず改変する場合には，極力復元や緑化に努める。

◇緑化に際しては，多彩な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め，生物生息環境の確保や地域との調和に配慮する。

④景観

◇敷地外周部や土地の改変部においては，極力緑化に努める。

⑤省エネルギー

◇未利用エネルギーを活用した冷暖房施設や，低公害型のコージェネレーションシステム（熱電供給システム）の採用等，省エネルギー型のシステム・機器の採用に努める。

(2) 道路整備事業

土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	自動車走行に伴う排出ガスによる、周辺地域の大気質への影響
騒音・振動・超低周波音	自動車走行に伴う騒音・振動・超低周波音による、周辺住民の生活環境への影響
電波障害・日照障害	高架構造等の採用による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
緑・生物	道路施設の設置に伴う線的な土地の改変等による、周辺地域の緑・生物の生育・生息環境への影響
地域生活環境	地表式、掘割式構造の採用に伴う地域分断
景観	高架構造等の採用による、周辺景観への影響

イ 一般的配慮事項

- ①ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。
- ②極力緩衝帯等を設置するように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例	
①大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ルート・構造等の選定に当たっては、住居の連坦部に配慮し、必要に応じて地下構造等を検討する。（「騒音・振動・超低周波音」も同様とする）</li> <li>◇沿道状況等に応じて環境施設帯を設置する。（「騒音・振動・超低周波音」，「緑・生物」も同様とする）</li> <li>◇極力樹木による沿道緑化を図る。（「騒音・振動・超低周波音」，「景観」も同様とする）</li> </ul>
②緑・生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ルート・構造等の選定に当たっては、生物生息環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地及び良好な農地等の分断・改変を極力避けるように配慮する。</li> </ul>

③地域生活環境

◇ルート・構造等の選定に当たっては、極力地域に密着した施設の移転を避ける。

④景観

◇道路の構造については、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観に配慮する。

計画確定段階以降の配慮事項の例

①大気汚染

◇地下構造の場合には、トンネル坑口部や換気所からの影響を極力少なくするような換気方式等の採用に努める。

②騒音・振動・超低周波音

◇沿道状況等に応じて、防音壁の設置等、極力周辺地域への影響を及ぼさないように計画する。

③電波障害・日照障害

◇高架構造等の場合には、構造物の位置や高さ等、電波受信状態、日影時間等に極力影響を及ぼさないように計画する。

④緑・生物

◇緩衝帯や法面等に極力植栽する等、周辺の緑地との連続性に配慮する。

◇連続する生息域の分断が想定される場合には、けもの道等の移動路を設置する等、動物の生息域の分断を避けるよう配慮する。

⑤地域生活環境

◇スムーズな歩行者動線や付け替え道路等の確保に配慮する。



(3) 鉄道・軌道整備事業

土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
騒音・振動	列車運行に伴う騒音・振動による、周辺住民の生活環境等への影響
電波障害 ・日照障害	高架構造等の採用による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
緑・生物	鉄軌道施設の設置に伴う線的な土地の改変等による、周辺地域の緑・生物の生育・生息環境への影響
地域生活 環境	地表式、掘割式構造の採用に伴う地域分断
景 観	高架構造等の採用による、周辺景観への影響

イ 一般的配慮事項

①ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
<p>①騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺土地利用状況等を踏まえ、極力騒音等の影響が少なくなるように配慮する。</li> <li>◇極力緩衝帯等を設置する。</li> </ul> <p>②緑・生物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ルート・構造等の選定に当たっては、生物生息環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地及び良好な農地等の分断・改変を極力避けるように配慮する。</li> </ul> <p>③地域生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ルート・構造等の選定に当たっては、極力地域に密着した施設の移転を避ける。</li> </ul> <p>④景観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇構造等の選定に当たっては、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観に配慮する。</li> </ul>

## 計画確定段階以降の配慮事項の例

## ①騒音・振動

- ◇沿線状況等に応じて、防音壁の設置等、極力周辺地域への影響を及ぼさないように計画する。
- ◇騒音・振動を極力低減させるような構造形式及び車両を導入する。
- ◇軌道構造については、(1)ロングレールの採用(2)重量レールの採用(3)弾性締結装置等の採用に努める。

## ②電波障害・日照障害

- ◇高架構造等の場合には、構造物の位置や高さ等、電波受信状態、日影時間等に極力影響を及ぼさないように計画する。

## ③緑・生物

- ◇緩衝帯や法面等に極力植栽する等、周辺の緑地との連続性に配慮する。
- ◇連続する生息域の分断が想定される場合には、けもの道等の移動路を設置する等、動物の生息域の分断を避けるよう配慮する。

- (4) 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）  
土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

## ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	施設の稼働や物流車両等の運行に伴うばい煙、粉じん等による、周辺地域の大気質への影響
水質汚濁	施設の稼働に伴う汚水等による、周辺水域の水質への影響
土壌汚染	施設の稼働に伴う有害物質の蓄積・浸透
騒音・振動・超低周波音	施設の稼働や物流車両等の運行に伴う騒音・振動・超低周波音による、周辺住民の生活環境等への影響
悪臭	施設の稼働に伴う悪臭による、周辺住民の生活環境等への影響
電波障害・日照障害	工場建屋や煙突等の存在による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
廃棄物等	施設の稼働に伴う廃棄物の発生
水象	地下水の汲み上げによる、周辺地下水位への影響
緑・生物	施設の稼働に伴う温排水による、周辺水域の水生生物の生息環境への影響
地域生活環境	施設の存在に伴うスクールゾーン等への車両の進入による、地域分断や交通安全への影響
景観	工場建屋や煙突等の建造物の存在による、周辺景観への影響
省エネルギー	製造工程等におけるエネルギーの大量消費

## イ 一般的配慮事項

- ①計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。
- ②極力汚染・汚濁物質の発生を抑制する。
- ③極力工場等の外周部に緑地帯を確保するとともに、生物生息環境や景観等にも配慮した緑化を図る。
- ④未利用エネルギーの有効利用等、極力省エネルギーに配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例	
①大気汚染	◇計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。（「省エネルギー」以外の配慮項目についても同様とする） ◇燃料は極力ガスを使用し、原材料は低公害のものを使用する。
②騒音・振動・超低周波音	◇騒音・振動等の発生源は、周辺住宅等から離し、極力遮音性の高い建屋内に配置する等、周辺への影響に配慮する。
③電波障害・日照障害	◇電波受信状態や日影時間等に極力影響を及ぼさないように、高層建造物等の高さや配置等に配慮する。
④廃棄物等	◇廃棄物は、製造工程等において極力発生させないように計画する。
⑤地域生活環境	◇地域分断の発生及び交通安全に留意し、歩行者動線に配慮した土地利用計画に努める。
⑥景観	◇工場建屋、煙突等の建造物の高さ、形状等は、周辺に調和したものとなるように配慮する。

計画確定段階以降の配慮事項の例	
①大気汚染	◇排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散にも配慮する。
②水質汚濁	◇排水の性状に応じた高度な処理施設を設置するとともに、極力再利用を図る等、排水量を削減する。
③土壌汚染	◇有害物質を使用する工程や保管施設の計画に当たっては、土壌汚染、地下水汚染を生じさせない計画とする。
④騒音・振動・超低周波音	◇極力、低騒音・低振動型の機器の採用に努める。

## ⑤悪臭

◇臭気を発生する施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置する。

## ⑥廃棄物等

◇発生した廃棄物は再利用に努める。

## ⑦水象

◇施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を利用し、地下水の利用を控えるように配慮する。

## ⑧緑・生物

◇周辺水域に温排水等を排出しないよう、極力熱回収等に努める。

## ⑨省エネルギー

◇工場間での排熱の有効利用や低公害型のコージェネレーションシステムの採用等、極力省エネルギーに配慮する。

(5) 廃棄物処理施設新增設事業

土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	施設の稼働や作業用重機・運搬車両の運行に伴う、ばい煙、粉じん等による、周辺地域の大気質への影響
水質汚濁	施設の供用に伴う汚水等による、周辺水域の水質への影響
土壌汚染	施設の稼働に伴う有害物質の蓄積・浸透
騒音・振動・超低周波音	施設の稼働や作業用重機・運搬車両の運行に伴う騒音・振動・超低周波音による、周辺住民の生活環境等への影響
悪臭	廃棄物の焼却、処理等に伴う悪臭による、周辺住民の生活環境等への影響
電波障害・日照障害	施設建屋や煙突等の存在による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
地域生活環境	施設の存在に伴うスクールゾーン等への車両の侵入による、地域分断や交通安全への影響
景観	建屋や煙突等の存在による、周辺景観への影響
省エネルギー	未利用エネルギーの活用の可能性

イ 一般的配慮事項

- ①計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。
- ②極力汚染・汚濁物質の発生を抑制する。
- ③計画地及び周囲の景観に配慮した緑化等の対策を検討する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
<p>①大気汚染</p> <p>◇計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。（「省エネルギー」以外の配慮項目についても同様とする）</p> <p>②騒音・振動・超低周波音</p> <p>◇騒音・振動等の発生源は、周辺住宅等から離し、極力遮音性の高い建屋内に配置する等、周辺への影響に配慮する。</p>

③電波障害・日照障害

◇電波受信状態や日影時間等に極力影響を及ぼさないように、高層建造物等の高さや配置等に配慮する。

④地域生活環境

◇地域分断の発生及び交通安全に留意し、歩行者動線に配慮した土地利用計画に努める。

⑤景観

◇施設建屋、煙突等の建造物の高さ、形状等は、周辺に調和したものとなるように配慮する。

計画確定段階以降の配慮事項の例

①大気汚染

◇廃棄物焼却施設等には、高効率の排ガス処理装置等を設置する。

◇破碎機等の粉じん発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の処理施設を設置する。

②水質汚濁

◇排水の性状に応じた、高度な処理施設を設置する。

③土壌汚染

◇最終処分場には、必要に応じて耐久性に優れた遮水シートを設置する。

④騒音・振動・超低周波音

◇極力、低騒音・低振動型の機器の採用に努める。

⑤悪臭

◇臭気を発生する施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納し、高効率の脱臭装置を設置する。

⑥省エネルギー

◇焼却炉の排熱による発電、熱の利用等、エネルギーの有効利用に努める。

(6) 終末処理場新增設事業

土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	汚泥焼却施設等の稼働に伴うばい煙等による、周辺地域の大気質への影響
騒音・振動・超低周波音	施設の稼働に伴う騒音・振動・超低周波音による、周辺住民の生活環境等への影響
悪臭	施設の稼働に伴う悪臭による、周辺住民の生活環境等への影響
廃棄物等	施設の稼働に伴う汚泥等の発生
緑・生物	施設の稼働に伴う処理水等による、周辺水域の水辺環境への影響
省エネルギー	未利用エネルギーの活用の可能性

イ 一般的配慮事項

①計画地の選定及び処理方法の検討に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
<p>①大気汚染</p> <p>◇計画地の選定及び処理方法の検討に当たっては、周辺の土地利用や大気質・水質の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。（「省エネルギー」以外の配慮項目についても同様とする）</p> <p>②緑・生物</p> <p>◇下水処理水は、極力高度処理を行い、うるおいのある水辺空間の創造を図る。</p>

計画確定段階以降の配慮事項の例
<p>①大気汚染</p> <p>◇汚泥焼却施設等には、高効率の排ガス処理装置等を設置する。</p> <p>②騒音・振動・超低周波音</p> <p>◇極力、低騒音・低振動型の機器の採用に努めるとともに、騒音・振動等の発生源は遮音性の高い建屋内に配置する等、周辺への影響に配慮する。</p>



③悪臭

◇臭気を発生する施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置する。

④廃棄物等

◇汚泥については減量化、資源化に努める。

⑤省エネルギー

◇下水及び下水処理水の持つ熱の利用等、エネルギーの有効利用に配慮する。

(7) 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）

土地の改変等による影響については「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」、整備工場等による影響については「(4) 工場・事業場等新增設事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
騒音・振動・超低周波音	航空機の離発着に伴う騒音・振動・超低周波音による、周辺住民の生活環境等への影響
電波障害	航空機の離発着や飛行場施設の存在による、周辺地域の電波受信状態への影響

イ 一般的配慮事項

①計画地や飛行ルート等の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。
--

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
①騒音・振動・超低周波音 ◇計画地や飛行ルート等の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。（「電波障害」も同様とする）
計画確定段階以降の配慮事項の例
①電波障害 ◇空港施設等の存在により、周辺地域の電波受信状態に極力影響を及ぼさないように計画する。

(8) 公有水面埋立事業

本項では、主に埋立行為を対象として記述しました。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
水 象	埋立に伴う潮流の停滞等
緑・生物	埋立に伴う周辺水域の水生生物の生息環境への影響

イ 一般的配慮事項

①位置・形状等及び土地利用の計画に当たっては、周辺の土地利用及び水域の状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例

①水象  
 ◇埋立地の位置・形状等については、極力潮流への影響が少なくなるよう配慮する。

計画確定段階以降の配慮事項の例

①緑・生物  
 ◇多孔質構造を有する護岸の整備や人工干潟等の整備により、水生生物等の生息域を確保するように配慮する。  
 ◇埋立後は、水辺に、生物生息環境や景観等にも配慮した緑化を図る。

(9) 大規模建築物新設事業

土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	冷暖房施設等の稼働に伴う排出ガスの発生による、周辺地域の大気質への影響
電波障害 ・日照障害	大規模建築物の存在による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
風 害	大規模建築物の存在による、風害（ビル風）の発生
地域生活 環境	大規模な駐車場への出入車両等による、周辺地域の交通安全への影響
景 観	高層建築物の存在による、周辺景観への影響
省エネルギー	冷暖房施設等の稼働による、エネルギーの大量消費

イ 一般的配慮事項

①計画地の選定及び施設計画に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺景観との調和を図り、電波障害、日照障害、風害等が極力生じないように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
①大気汚染 ◇冷暖房施設等の熱源は、極力電気またはガスを使用する。
②電波障害・日照障害 ◇電波受信状態、日影時間等に極力影響を及ぼさないような配置、形状等を計画する。
③風害 ◇ビル風が極力発生しないよう配置、形状等を計画する。
④景観 ◇極力、圧迫感による影響を少なくするとともに、周辺景観と調和が図られるよう配置、形状等を検討する。

## 計画確定段階以降の配慮事項の例

## ①大気汚染

◇排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散にも配慮する。

## ②省エネルギー

◇低公害型のコージェネレーションシステムの採用等、極力省エネルギーに配慮する。

## ③地域生活環境

◇駐車場の出入口の位置や車両の案内等、極力地域の通学路等への影響が少なくなるように配慮する。

(10) 運動・レクリエーション施設等新設事業  
 土地の改変等による影響については、「(1) 開発行為等土地の改変を伴う事業」  
 の項目によることとします。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	冷暖房施設等の稼働に伴う排出ガス及び運動場からの砂じんによる、周辺地域の大気質への影響
水質汚濁	施設の供用に伴う排水及び農薬散布に伴う有害物質による、周辺水域の水質への影響
土壌汚染	農薬散布に伴う有害物質の蓄積・浸透
騒音	施設の稼働に伴う騒音による、周辺住民の生活環境への影響
電波障害 ・日照障害	大規模な工作物等の存在による、周辺地域の電波受信状態、日影時間等への影響
緑・生物	農薬散布や夜間照明による、周辺地域の緑・生物の生育・生息環境への影響
地域生活 環境	施設の供用に伴う出入車両による交通安全、及び夜間照明による周辺住民の生活環境への影響
景観	大規模な工作物等の存在による、周辺景観への影響
省エネルギー	冷暖房施設等の稼働に伴うエネルギーの大量消費

イ 一般的配慮事項

①計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。

ウ 配慮事項の例

計画立案段階の配慮事項の例
①大気汚染 ◇計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、極力周辺環境への影響が少なくなるように配慮する。（「省エネルギー」以外の配慮項目についても同様とする） ◇冷暖房施設等の熱源は、極力電気またはガスを使用する。
②騒音 ◇騒音の発生源は、周辺住宅地等から離し、極力遮音性の高い建屋内に配置する等、周辺への影響に配慮する。

③電波障害・日照障害

◇体育館等の高層建築物の場合には、電波受信状態、日影時間等に極力影響を及ぼさないよう高さ、配置等に配慮する。

④景観

◇体育館等の施設や工作物については、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観に配慮し、調和のとれた配置、形状等を検討する。

計画確定段階以降の配慮事項の例

①大気汚染

◇排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散にも配慮する。

②水質汚濁

◇ゴルフ練習場、球技場、公園等の計画に際しては、極力農薬使用の削減に配慮した計画とする。（「土壌汚染」、 「緑・生物」も同様とする）

③騒音

◇極力、低騒音型の機器の採用に努める。

④緑・生物

◇ゴルフ練習場、運動施設等の照明は、極力農作物や野生生物の生育・生息環境に配慮した夜間照明を採用する。

⑤地域生活環境

◇駐車場の出入口の位置や車両の案内等、極力地域の通学路等への影響が少なくなるように配慮する。

◇ゴルフ練習場、運動施設等の照明は、極力周辺住民の生活環境等に影響を及ぼさない位置、方向に計画する。

⑥省エネルギー

◇未利用エネルギーを活用した冷暖房システムや、低公害型のコージェネレーションシステムの採用等、省エネルギー型のシステム・機器の採用に努める。

○ 工 事

<一般的に考えられる配慮項目>

配慮項目	検 討 事 項
大気汚染	建設機械や船舶等の稼働，運行による排出ガスや，造成工事並びに搬入土砂の埋立工事等に伴う砂じんによる，周辺地域の大気質への影響
水質汚濁	土地の改変等による濁水及び水面埋立に伴うSS（懸濁物質）等による，周辺水域の水質への影響
土壌汚染	工場等跡地の掘削工事に伴う，その工場等が排出・処分した有害物質の溶出，及びトンネル掘削等に伴う薬液注入による，有害物質の蓄積・浸透
騒音・振動・超低周波音	工事機械等の稼働に伴う騒音・振動・超低周波音による，周辺住民の生活環境等への影響
悪 臭	工場等跡地の掘削工事等に伴う，その工場等が排出，処分した臭気成分の再発生
廃棄物等	建設工事に伴うコンクリート破片等の建設廃棄物や建設発生土等の運搬・処理・処分による，周辺住民の生活環境等への影響
水 象	トンネル掘削等に伴う地下水位の変動による周辺への影響
地域生活環境	工事に伴う工事用車両の進入による交通安全への影響

<計画確定段階以降の配慮の方針>

※計画立案段階の配慮事項として，一般的に考えられる確定段階以降の配慮方針を記述しました。

- |  |
|--|
| <p>①建設工事に当たっては，周辺地域へ極力影響を及ぼさないよう，施工方法に配慮する。</p> <p>②水面埋立工事に当たっては，周辺の地域及び水域へ極力影響を及ぼさないよう，施工方法に配慮する。</p> |
|--|



## &lt;施工方法の検討における方策例&gt;

※一般的に計画確定段階以降で施工方法と併せて検討され、事業調整における配慮事項ではありませんが、参考として記述しました。

## ①大気汚染

- ◇低公害型の建設機械の採用に努める。
- ◇造成工事等に際しては、防じん対策として防じんネット等の設置や法面の早期緑化を図る。また、工事用車両には粉じん飛散防止シートを装着し、タイヤ洗浄設備を設置する。
- ◇水面埋立工事に際しては、船舶に良質の燃料を使用する等、積極的に船舶ばい煙対策に努める。

## ②水質汚濁

- ◇造成工事等に際しては、必要に応じて濁水処理施設や沈砂池等を設置する。
- ◇水面埋立工事に際しては、カーテン式汚濁防止膜を使用し、SS等の流出防止に努める。
- ◇水面埋立工事における周辺水域の水質監視を実施する。

## ③土壌汚染

- ◇工場跡地等の掘削工事に際し再発生した有害物質は適正に処理する。
- ◇適切な薬剤の使用等、地下水汚染を生じさせないような施工方法とする。

## ④騒音・振動・超低周波音

- ◇低騒音、低振動の機械や工法を採用するとともに、複数機械の同時稼働を極力回避する。
- ◇鋼製フェンス等を設置する。

## ⑤悪臭

- ◇工場跡地等の掘削工事に際しては、事前に土壌調査を実施する。

## ⑥廃棄物等

- ◇建設残土及び発生した建設廃材は、再利用を図る等減量化、資源化を行い、適正に処理する。
- ◇工事資材等は、極力再利用に努める。
- ◇伐採樹木等は、チップ化等の再利用に努める。

## ⑦水象

- ◇地下水採取を極力抑制し、地盤等周辺状況に適した工法を採用する。

## ⑧地域生活環境

- ◇工事中は、ガードフェンスの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の交通安全に配慮する。

○ 利用方法等

1 対象について

具体的な開発事業等において実際に使用する場合には、対応する事業の配慮事項を必要に応じて組み合わせて使用する。（下の表を参照）

事業名	開発行為 等土地改変	道路整備 事業	鉄道軌道 整備事業	工場事業 場新增設	廃棄物処 理施設	終末処理 場新增設	飛行場整 備事業	公有水面 埋立事業	大規模建 築物新設	運動レク 新設事業	工 事
使用例											
例1:開発行為を伴う事業 等(宅地開発の場合)	◎										◎
例2:工場新設事業(土地 の改変を伴う場合)	◎			◎							◎
例3:道路整備事業(土地 の改変を伴う場合)	◎	◎									◎
例4:終末処理場新設事業 (埋立を伴う場合)						◎		◎			◎
例5:整備工場を有する飛 行場整備事業				◎			◎				◎

(注) 上記の場合、◎印がついた事業の配慮事項を組み合わせて使用

2 利用方法について

具体的な開発事業等において実際に使用する場合には、通常は、計画の基本的な内容が徐々に具体化していく過程で、以下の手順で環境配慮を行いながら、計画立案作業を進めていくことが考えられる。

(1) “ア 配慮項目ごとの検討事項”で配慮項目を抽出する。

ここでは、類似事例の経験等から定性的な判断によるチェックを行いながら、配慮事項の検討が必要な配慮項目を抽出する。

事業別配慮指針に記載された配慮項目は、各事業において一般的に配慮が必要と考えられる項目が選定されているため、計画内容によっては、検討事項で選定されていない配慮項目であっても、別途に考慮が必要な場合がある。

- (2) (1)で抽出した配慮項目ごとに、“ウ 配慮事項の例”で記載された配慮事項の例を参考に、計画の内容や箇所に即した配慮事項を検討する。
- (3) “イ 一般的配慮事項”及び(2)で検討した配慮事項を考慮しながら、計画立案作業を進める。

一般的配慮事項は、検討事項と同様、計画の立案に当たり必ず考慮しながら作業を進めることが期待される。

なお、上記の(1)～(3)の手順については、1回だけの作業とは限らず、開発事業等によっては計画内容の具体化の程度に応じて何回か行う事も考えられる。

4 地域別配慮指針

< 配慮項目選定の考え方 >

配慮項目の中には、事業内容による影響が中心となる項目や、地域の特性を考慮する部分もあるが基本的には事業ごとに環境への配慮を行うことで対応可能となる項目があるが、事業が行われる地域の環境特性を併せて考慮しなければならない配慮項目も存在する。

地域別配慮指針では、このように地域ごとの環境特性を考慮すべきと考えられる「大気汚染」、「地盤沈下」、「水象」のうち「地下水かん養」、及び「緑・生物」を指針策定の対象とする。また、「文化財等」についてはその分布状況を地図で示すこととし、具体的な配慮事項は事業別配慮指針で対応することとする。

なお、水系、水域ごとに配慮すべき事項が異なる「水質汚濁」、「水象」のうち流量その他については「横浜市水環境計画」にいう「目標達成の方策」を準用する。

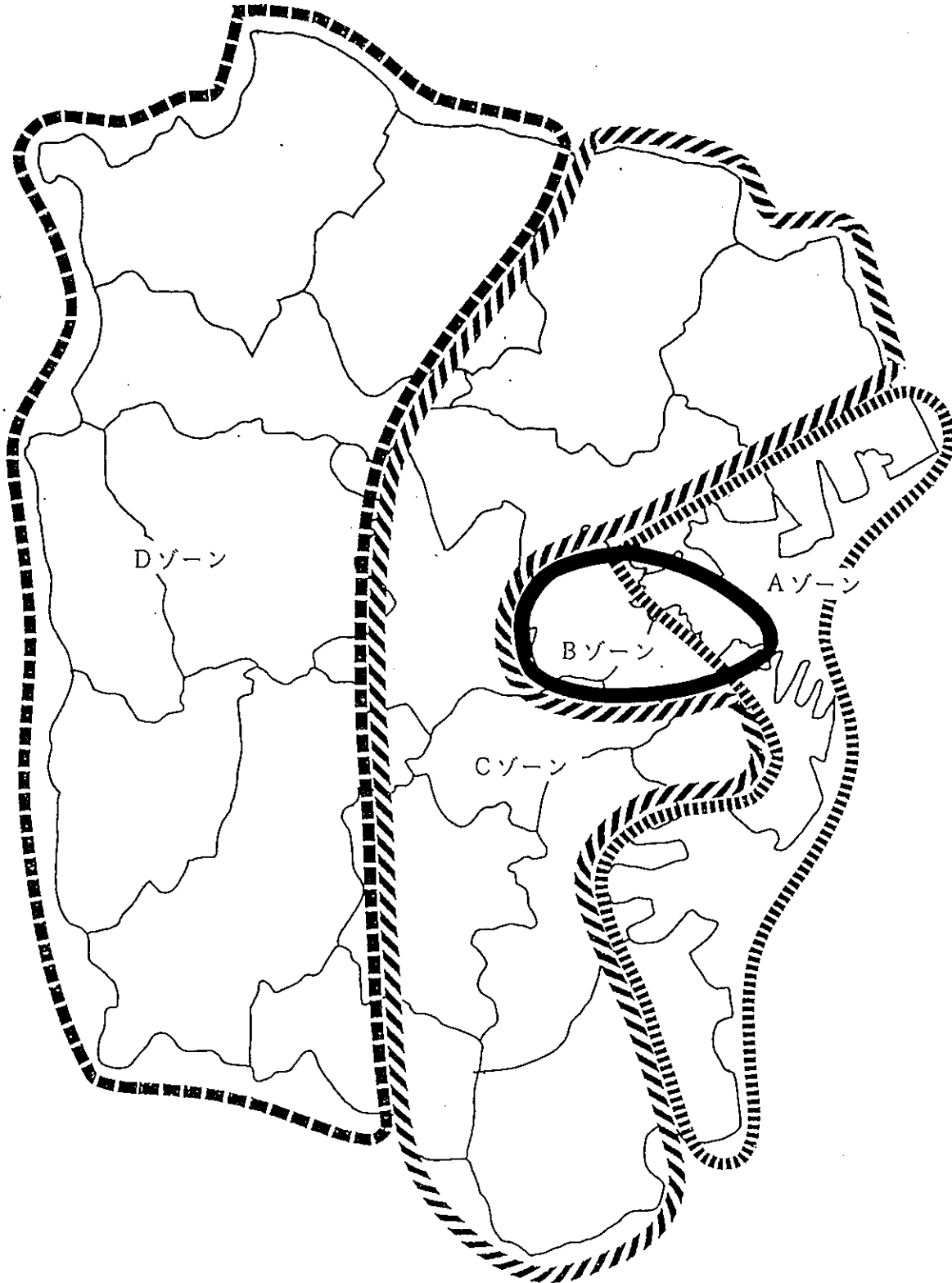
個別配慮項目についての選定の考え方を次に示す。

配慮項目	地域別配慮の必要性についての考え方
大気汚染※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
水質汚濁※	「横浜市水環境計画」の目標達成の方策による
土壤汚染	地域特性よりも事業内容による影響が中心
騒音	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
振動	
地盤沈下※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
悪臭	地域特性よりも事業内容による影響が中心
超低周波音	
電波障害	
日照障害	
風害	
廃棄物等	
水象 ※	「地下水かん養」については、地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある 流量その他については「横浜市水環境計画」による
緑・生物※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
地域生活環境	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
景観	地域特性よりも事業内容による影響が中心
文化財等※	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
災害（安全）	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
節電・省エネルギー	地域特性よりも事業内容による影響が中心

(1) 大気汚染

< 地域区分 >

「大気汚染」における地域区分は、二酸化窒素濃度等の大気環境、土地利用の状況、今後の開発動向等の要素を総合的に勘案して区分する。



(参考) 各ゾーンの特徴

(Aゾーン)

土地利用	港湾物流地, 臨海工業地 (山内, 新港, 山下・新山下地区では都市機能への転換が進められている。)
発生集中交通量密度	一部地域を除いて概ね0~50トリップ/haと小さい。
事業所分布	事業所数密度は概ね0~20事業所/メッシュと小さい。
人口分布	人口密度は0人/メッシュがほとんどである。
二酸化窒素濃度 (長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布)	鶴見区, 神奈川区の臨海部を中心に, Cゾーン, Dゾーンより濃度の高い測定地点が多い。(年平均値: 概ね0.030ppm~0.045ppm)

(Bゾーン)

土地利用	都心部として業務, 商業等が高度に集積する。
発生集中交通量密度	一部地域を除いて101トリップ/ha以上と特に大きい。
事業所分布	事業所数密度は概ね41事業所/メッシュ以上と特に大きい。
人口分布	人口密度は1,001人/メッシュ以上と大きいところが多い。
二酸化窒素濃度 (長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布)	業務地が密集している地域の測定地点で, Cゾーン, Dゾーンより濃度が高くなっている。(年平均値: 概ね0.030ppm~0.045ppm)

(注) 山内, 新港, 山下・新山下地区はAゾーンとBゾーンの両者に該当する地区と位置付けた。

(Cゾーン)

土地利用	複合市街地, 都心周辺住宅地。
発生集中交通量密度	一部地域を除いて51~100トリップ/haと, BゾーンとDゾーンの中間程度。
事業所分布	鉄道や道路に沿って一部41事業所/メッシュ以上と大きいところがある。
人口分布	人口密度は601人/メッシュ以上と比較的大きいところが多い。
その他	横浜新都心, 鶴見副都心, 上大岡副都心がある。
二酸化窒素濃度 (長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布)	北部ではDゾーンに比べ濃度の高い測定地点が多いが, 南部ではDゾーンと同程度の測定地点が多い。(年平均値: 概ね0.025ppm~0.040ppm)

(Dゾーン)

土地利用	郊外住宅地, 内陸物流地, 内陸工業地, 市街化調整区域。
発生集中交通量密度	50トリップ/ha以下と小さい。
事業所分布	鉄道や道路に沿って一部11事業所/メッシュ以上のところがあるが, ほとんどは10事業所/メッシュ以下と小さい。
人口分布	人口密度は一部601人/メッシュ以上のところもあるが, 600人/メッシュ以下と, 小さいところが多くなっている。
その他	港北ニュータウンセクター副都心, 二俣川・鶴ヶ峰副都心, 戸塚副都心がある。
二酸化窒素濃度 (長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布)	他の3つのゾーンに比べ, 濃度の低い測定地点が多いが, 幹線道路の近傍で濃度の高い測定地点が見られる。(年平均値: 概ね0.020ppm~0.040ppm)

## &lt; 地域の特性と配慮事項 &gt;

## Aゾーン

## 地域の特性と今後の動向

Aゾーンには大規模工場や港湾施設、主要道路が集中しており、港湾関連地域においては貿易関連貨物等の輸送コンテナトレーラーやトラック、工業地帯においては原材料や製品の輸送トラック等の貨物車が発生・集中している。このように港湾及び工場に関連する貨物車の流動の多いことがAゾーンの特徴であり、これらの貨物車が周辺の市街地を通過することにより混雑の原因となり、市街地における大気汚染につながっている可能性がある。また、貿易関係あるいは工業地帯における原材料・製品の船舶輸送が行われている。

京浜臨海部においては、既存生産機能の高度化とともに、応用技術・生産技術開発を中心とした高度な技術や研究開発機能の集積、技術本部等の本社機能の誘致等が予定されている。このため既存の工場の更新（スクラップ・アンド・ビルド）や新規立地等が予想される。

## 重点事項

鶴見区、神奈川区の臨海部を中心に、CゾーンやDゾーンより、二酸化窒素濃度の高い測定地点が多いAゾーン（長期暴露型NO<sub>x</sub>サンプラー法による二酸化窒素濃度分布による）は、地域全体として大気環境の改善が強く求められる地域である。このため、工場・事業場の新規立地等の新たな開発事業に当たっては、大気汚染物質の排出量抑制に強く配慮し、既存施設においても更新の機会をとらえて、排出量の一層の低減に取り組む。また、共同輸配送等の物流の合理化を進めることにより、自動車交通量の抑制を図る。

## 配慮事項

- ①工場・事業場等の新設・更新に当たっては、共同輸配送システム等の導入を検討する等、自動車交通量の抑制を図る。原材料や製品の船舶輸送においても、良質燃料への転換等を検討する等、大気汚染物質排出量の抑制に努める。
- ②工場・事業場等の新設・更新に当たっては、天然ガス等の良質燃料の採用や最新の排ガス処理技術・装置の導入等、大気汚染物質の排出量抑制を図るとともに、省エネルギー型機器の採用等により一層の省エネを図る。

## Bゾーン・Cゾーン

## 地域の特性と今後の動向

Bゾーンは、横浜市の商業・業務の中心地であり、その関連施設が集中・集積されており、発生・集中交通量が多く、そのうち、業務系の自動車交通の占める割合が高い。Cゾーンは、住居系地域が多くみられ、また鉄道駅を中心に一定の商業の集積がみられるほか、工場・事業場と住居が混在している地域も点在し、業務系と生活系の自動車交通が混在する。また幹線道路では、地域に関係する業務系、生活系の自動車に加えて、都心部の業務系自動車、臨海部の港湾・工場関連や通過交通の貨物車等が走行し、国道1号、国道16号等の各所で渋滞がみられている。

Bゾーンにおいては、みなとみらい21地区の整備を核として、企業の本社機能の誘致や国際交流拠点としての機能拡充等を図り、都市機能の強化が図られることとなっている。Cゾーンには新横浜都心、鶴見副都心、上大岡副都心があり、各地区で都市機能の強化が予定されている。このため、BゾーンとCゾーンは共通して、今後都市機能の強化に伴い、自動車交通量がさらに増加することが予想され、また、業務用オフィスの集中による大気環境への負荷増大やエネルギーの多量消費等が懸念される。

## 重点事項

B及びCゾーンはともに業務機能の強化が予定されている地域であり、このため開発事業等に伴う自動車の発生・集中交通量の増加や、エネルギー消費の増加に適切に対応し、大気環境への負荷増大を抑制する。また、事業場等の更新の機会をとらえて、一層の大気汚染物質の排出量低減や省エネ化に取り組む。なお、大気環境に係る現況の差異を踏まえて、BゾーンではCゾーンに比べて、より強く大気環境の改善に取り組むことが求められる。

## 配慮事項

- ①開発事業等の計画に当たっては、公共交通機関との連絡を考慮する等の適切な措置を講じ、自動車交通量の抑制を図る。
- ②商業・業務系の開発事業等の計画に当たっては、渋滞等が生じないように施設や物流の規模に対応した駐停車スペースを確保する等、交通流の円滑化に配慮する。
- ③大規模な再開発事業等の計画に当たっては、ビルの冷暖房燃料等は都市ガス等の良質燃料を使用することや低公害機器を採用すること等により、大気汚染物質の排出量抑制を図るとともに、地域冷暖房の導入や省エネルギー型機器の採用等によるエネルギーの効率的利用を図る。



## 地域の特性と今後の動向

他地域に比べると自然環境に恵まれた地域であり、道路沿道の緑化や開発事業における緑の保全等により、緑の緩衝機能の活用が期待できる地域である。また、人口の急増や各種事業所の立地により、都市化が進展し、自動車交通量が増大しているが、これに対応する道路や鉄道の整備が遅れている。また、大規模住宅団地が鉄道と結合せずに立地していることが多いこと等から、自動車交通量に占める生活系交通の割合が高い。港北ニュータウンセンター副都心、二俣川・鶴ヶ峰副都心、戸塚副都心があり、各地区で都市機能の強化が予定されており、商業・業務施設の増加が見込まれる。その他の地域では大規模な住宅地開発等、交通需要を伴う各種の整備・開発事業が進められており、自動車交通量の増加が懸念される。また、内陸の工業拠点となる地域ではファクトリーパークの整備が予定されている。

## 重点事項

Dゾーンにおいては、他のゾーンに比べて大気環境が良好な現状を維持するとともに、横浜市環境目標の達成に向けて更なる負荷低減を図る。このため、住宅団地等の新たな開発に当たっては、自動車交通量の増加に適切に対応するとともに、良好な自然環境を保全し緑の緩衝機能を活用する。また、内陸工業団地においては、工場等の更新の機会をとらえて、一層の低公害化を進める。なお、副都心地域の整備開発にあたっては、業務機能の強化が見込まれるため、B・Cゾーンと同様の配慮が必要である。

## 配慮事項

- ①物流施設等交通量の増加が見込まれる開発事業等の計画に当たっては、渋滞等が生じないように、幹線道路との接続に配慮する等の適切な措置を講じ、交通流の円滑化に配慮する。
- ②住宅団地の開発に当たっては、公共交通機関との連絡を考慮する等の適切な措置を講じ、自動車交通量の抑制を図る。
- ③面的な開発事業等の計画に当たっては、開発区域内に可能な限りの緑地を確保する等緑の緩衝機能の活用を図る。
- ④工場・事業場等の新設・更新に当たっては、最新の排ガス処理技術・装置を導入する等大気汚染物質の排出量低減を図るとともに、省エネルギー型機器の採用等により一層の省エネを図る。



< 配慮事項 >

河川の流域や沿岸地域で、開発事業を実施するに当たっては、横浜市水環境計画の各水域ごとの「目標達成の方策」のうち、関連する事項について配慮する。（横浜市水環境計画の水域ごとの該当ページは下記のとおり）

(河川域) 横浜市の水域区分一覧表

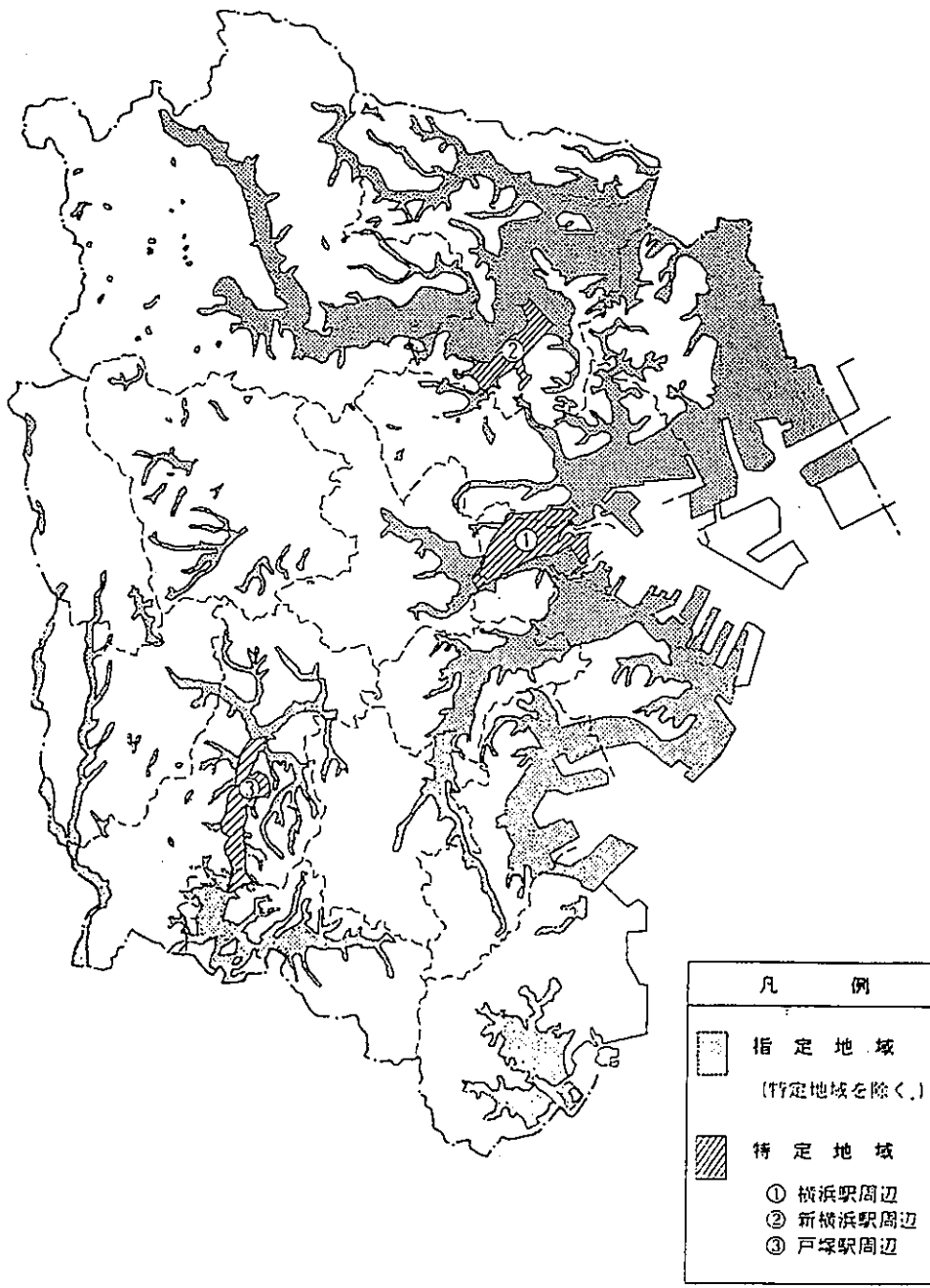
区分	水系	水 域	頁	区分	水系	水 域	頁	
I A	鶴見川	寺家川	59	II A	鶴見川	江川	73	
		岩川	67			早濑川	77	
		梅田川・台村川	69	入江川	入江川（西寺尾橋より上流）	81		
	帷子川	掘谷戸川	93	帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）	89		
		矢指川	95		今井川	105		
	大岡川	大岡川（田中橋より上流）	109	大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋まで）	111		
	宮川	宮川（左支川合流点より上流）	119		日野川	115		
	侍従川	侍従川（新川橋より上流）	125	柏尾川	柏尾川（平戸永谷川合流点より久保橋まで）	131		
	柏尾川	名瀬川	名瀬川	137	II B	鶴見川	鶴見川（谷本川）（市境より大綱橋まで）	55
			舞岡川	141	II C	鶴見川	恩田川（市境より下流，鶴見川本川合流点まで）	63
			狹川（城山橋より上流）	143			柏尾川	柏尾川（久保橋から市境まで）
	狹川（城山橋より下流）	145	境川	境川（市域全川）			149	
	I B	鶴見川	奈良川	65	III	鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）	57
			黒須田川	61			入江川	入江川（西寺尾橋より下流）
大熊川			71	帷子川			帷子川（宮川橋より下流）	91
鳥山川			75	大岡川			大岡川（弘岡橋より下流）	113
帷子川		帷子川（矢指川合流点より上流）	87	宮川			宮川（左支川合流点より下流）	121
		二俣川	97	侍従川			侍従川（新川橋より下流）	127
		中掘川	99	(海域)				
		市沢川	101	区分	水 域	頁		
		くぬぎ台川	103	I	金沢湾	161		
柏尾川		阿久和川	135	II	平潟湾	163		
		平戸永谷川	139	III	鶴見川河口先海域	165		
		境川	大門川		151	横浜港（内港）	167	
相沢川			153		根岸湾	169		
和泉川	155		IV	上記の海域の外海で横浜市の関連する海域	171			
宇田川	157							

(3) 地盤沈下

< 地域区分 >

本市では「横浜市地盤沈下対策指導要綱」に基づいて、地盤条件から「特定地域」及び「指定地域」を定め、地盤沈下対策の指導を行っている。この2地域区分にて環境配慮事項を示すこととする。

地域区分図（地盤沈下）



< 地域 の 特 性 >

特定地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖積層が5 m以上堆積し、埋立後20年以上経過している地域のうち、過去に地盤沈下が発生した地域。</li> <li>・軟弱層が非常に厚く堆積し、湿潤な地形が広がっている又は周辺から地下水が集中しやすい地域。</li> <li>・これまでに大きな地盤沈下が生じている地域。</li> <li>・横浜駅周辺、新横浜駅周辺、戸塚駅周辺など大規模な地域整備が進められている。</li> </ul>

指定地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖積層が5 m以上堆積し、埋立後20年以上経過している地域。</li> <li>・軟弱地盤が厚く堆積しこれまでに地盤沈下が生じている地域、又は軟弱地盤が薄い地盤沈下の可能性がある地域。</li> <li>・地形が平坦であるため、これまでも多くの開発が進められている。</li> </ul>

その他の地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域、指定地域以外の地域。</li> <li>・地盤沈下が生じる可能性の低い地域である。</li> <li>・地盤が安定しているため、開発に適した地域が多く、これまでも多くの宅地が開発されている。</li> </ul>

< 配 慮 事 項 >

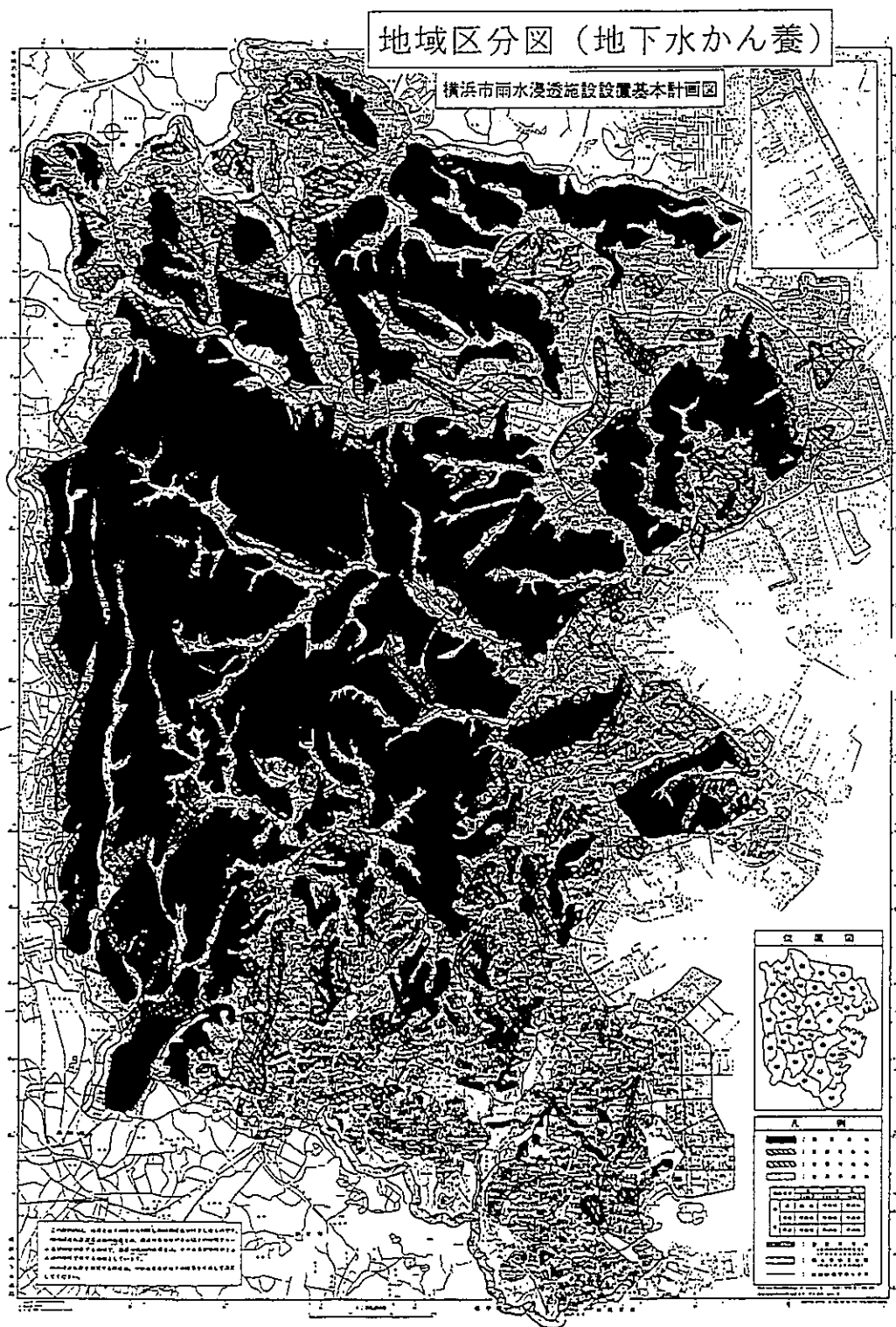
「その他の地域」は地盤沈下の可能性が低い地域であるため、他の地域に比べ特に配慮すべき事項はない。「特定地域」及び「指定地域」においては、以下の事項に配慮すること。

<p>①施設の稼働に伴う用水については、極力工業用水や上水を利用するような計画とする。特に特定地域内では、原則として地下水採取は行わない計画とする。</p> <p>②指定地域内で、やむを得ず地下水を採取する計画となる場合は、合理的かつ適切な使用に配慮し、地下水採取量の削減を図るよう努める。</p> <p>③施工計画を検討するに当たっては、地下水採取を極力避け、止水性の高い工法や剛性の高い土留め工法を採用するよう配慮する。また、地盤の崩壊、地表面の陥没あるいは沈下のおそれのある場合は、事前に地盤改良及び地山安定処理等による地盤の安定化を図るよう配慮する。</p>
---

(4) 地下水かん養

< 地域区分 >

本市では、地盤条件から地下浸透性を評価し、雨水浸透施設の「設置適地」、「設置可能地」、「設置不適地・不可地」を「横浜市雨水浸透施設設置基本計画図」に定め、雨水浸透施設の整備を進めている。この地域区分の考え方に従い配慮事項を示すこととする。



## &lt; 地域 の 特性 &gt;

高い地下水かん養機能を有する地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸透対象地層が2 m以上の層厚でローム及び砂層が存在しかつ地下水位が2 m以深の地域で、高い地下水かん養機能を有する。</li> <li>・ 雨水浸透施設の「設置適地」に相当する。</li> </ul>

地下水かん養機能を有する地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸透対象地層が2 m以上の層厚でローム及び砂層が存在しかつ地下水位が1 m以深～2 m以浅の地域、またはローム層及び砂層が2 m未満で存在しかつ地下水位が1 m以深の地域で、地下水かん養機能をある程度有している。</li> <li>・ 雨水浸透施設の「設置可能地」に相当する。</li> </ul>

地下水かん養機能の低い地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローム及び砂層が存在しない地域、または地下水位が1 m以浅の地域で、地下水かん養機能が乏しいまたは無い。</li> <li>・ 雨水浸透施設の「設置不適地・不可地」に相当する。</li> </ul>

## &lt; 配 慮 事 項 &gt;

「地下水かん養機能の低い地域」は地下水かん養機能が期待できない地域であるため、他の地域に比べ特に配慮すべき事項はない。「高い地下水かん養機能を有する地域」においては以下の配慮事項について積極的に考慮すること。「地下水かん養機能を有する地域」においても、「高い地下水かん養機能を有する地域」に準じて以下の配慮事項を適宜考慮すること。

※なお、源流域やまとまった緑地については「緑・生物」の配慮指針も参照のこと。

- |   |
|---|
| <p>①新たな開発に当たっては、湧水や河川の近傍にある緑地や農地等、湧水や河川水をかん養していると考えられる地域については、雨水の浸透や地下水のかん養源として保全するよう配慮する。</p> <p>②開発事業等に伴う浸透能力の低下を防ぐため、緑のオープンスペースの確保、透水性舗装や雨水浸透ます等の地下水かん養対策により、浸透能力の維持増強を図るよう配慮する。</p> |
|---|

(5) 緑・生物

<地域区分の考え方>

**地域区分**

主な土地利用状況と植生区分から市域を市街地（商工業地），住宅地，耕作地，樹林地，水辺地の5地域に区分する。具体的な地域区分の分布状況は，**区別地域区分図**を参照のこと。

**緑地の位置付け**

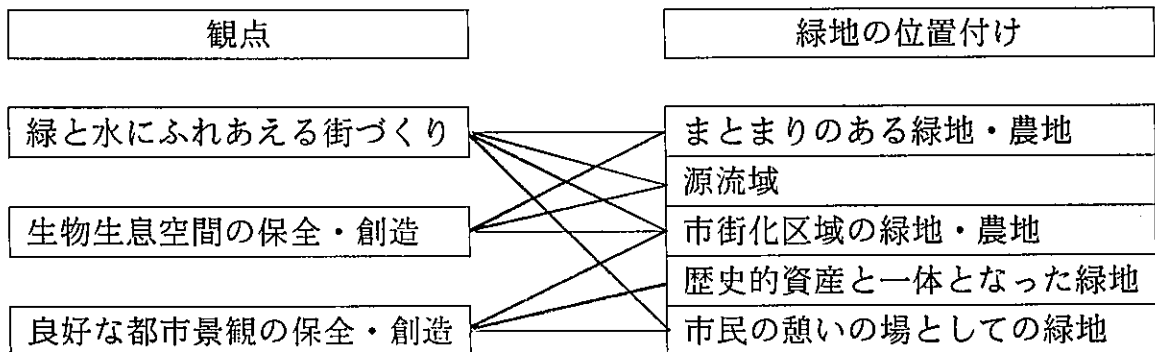
環境管理計画本編の第3節 自然環境の保全及び快適環境の創造 では

第1項 緑と水にふれあえる街づくりの推進

第2項 生物生息空間の保全・創造

第3項 良好な都市景観の保全・創造

のそれぞれの観点から目標を設け，必要な取組をうたっている。この目標達成のために必要とされ，保全の取組が求められる緑地を以下のように位置付けた。これらの緑地は分布，機能等の特徴がそれぞれ異なり，したがって保全の方法も異なっているため，市街地～水辺地の5つの地域区分にかかわらず，緑地の位置付けごとに共通する配慮事項を別に示すこととする。



**【まとまりのある緑地・農地】**

概ね10ha以上の規模の連坦する緑地・農地。（緑の七大拠点，七大拠点に次ぐ拠点地区，農業専用地区，農業振興地域農用地区域，ふるさと村）

**【源流域】**

河川の本支流の最上流部に存在する樹林地や耕作地。（鶴見川水系，帷子川水系，大岡川水系，宮川水系，侍従川水系，柏尾川水系，境川水系等の河川上流部等）

**【市街化区域の緑地・農地】**

市街地や住宅地等の市街化区域に存在する樹林地や農地。（丘陵・台地を縁どる斜面緑地等，生産緑地，市民菜園）



【歴史的資産と一体となった緑地】

文化財やその他の歴史的資産と一体となった緑地，名木古木，社寺林等。

【市民の憩いの場としての緑地】

都市公園，市民の森，ふれあいの樹林等

※上記の緑地の位置付けごとの地図については，平成8年度末に，緑の基本計画と併せて発表する予定としている。

**利用方法**

開発事業等を計画する場合に，計画者は計画地が立地している場所がまず，5区分の地域分類で何に当たるのかを判断し「地域区分別配慮事項」を読み取る。さらに，計画地が緑地の位置付けによる区域に該当すれば「緑地の位置付けごとに共通する配慮事項」を加えて考慮する。また，緑化に際しては，参考資料に示した＜植栽樹種の選定＞を参考にする。

表 地域区分及び緑地の位置付けごとの配慮事項の関係

地域区分別配慮事項		緑地の位置付けごとに共通する配慮事項				
地域区分	地域区分別配慮事項	まとまりのある 緑地・農地	源流域	市街化区域 緑地・農地	歴史的資産 と一体となった緑地	市民の憩いの 場としての緑地
市街地	(7)	—	—	iii)	iv)	v)
住宅地	(4)					
耕作地	(7)	i)	ii)	—		—
樹林地	(1)					v)
水辺地	(4)					

※ — は該当する緑地が存在しないことを示す

< 地域区分別配慮事項 >

(ア) 市街地 (商工業地)

地域の特性と課題
<p>身近な「緑」は人々にうるおいとやすらぎを与える。市街地には自然性の緑地はほとんど残されていないものの、商業地では大規模建築物の周囲や公園等、また臨海部の新しい工業地では道路沿いや工場敷地等には緑地が整備されており、緑とのふれあいの場として、また良好な景観を構成する要素として重要な役割を担っている。</p> <p>しかし、商業地の緑地は低木が多く木の種類も少ない等、多様な植生はほとんど見られない。大規模建築物や工場の緑地等では芝生が多く、植え込みは列状で面積が少ない。外来種や公害に強い木が植えられており、木の種類は少ない。臨海工業地帯の一部では、グリーンベルト状の緑化が行われ、より多くの種類の木が植えられている。</p> <p>人間生活の環境圧が極めて強く、また小面積で個々に独立した形態であるため、ここで生息することができる生物は、都市環境に適しているものや環境変化への適応力の強いものに限られる。</p>

重点事項
<p>開発事業等に当たっては可能な限りのスペースを緑化して、質の高い緑地を確保するとともに、既存施設の改築時には、普段見過ごされがちなわずかなスペースを見直して極力緑化し、緑とのふれあいを創出するとともに、良好な景観を形成する。</p>

配慮事項
<p>①商業地での開発に当たっては、屋上緑化、壁面緑化の可能性も検討する等、可能な限りの緑地を確保し、緑とのふれあいの場を創出するとともに、良好な景観を形成する。</p> <p>②工場等の新設・改築に当たっては、敷地の15%以上の緑地を確保するほか、多様な樹種を植栽したまとまりのある緑地を整備して、野鳥等の生物の生息にも配慮した環境保全林を造成する。</p> <p>③工業地では、他の工場の緑地との連続性に配慮して、外周部等の緑地を配置する。</p>

## (イ) 住宅地

## 地域の特性と課題

住宅地には、雑木林や常緑広葉樹林を含むところもあり、植生は様々である。公園等に植えられているものは、外来種や園芸品種のほかに横浜ならではの樹木等も植えられている。住宅地では帯状の斜面緑地が開発により分断され、丘陵地の樹林も住宅化される等、まとまりのある緑地が減少の傾向にある。

市街地と比べると、野鳥の種類が多く、また野生の小型動物も観察される。

市街地の周辺に展開する住宅地では、市街地と比較して人的な環境圧が弱く、生物が生息できる潜在的な環境要因もそのぶん高くなっている。また、市街地に比べ、道路沿道の緑等身近にふれあうことのできる緑が多くある。

## 重点事項

住宅地における開発に当たっては、周辺との調和を図りつつ緑化に努め、緑や野鳥等とのふれあいを創出するとともに、良好な景観を形成する。

## 配慮事項

- ①周辺景観との調和に配慮し、敷地外周部を中心の緑化に努める。
- ②集合住宅の建設等、広い敷地が確保できる場合は、外周部の緑化に加え、敷地内に樹林地や水辺を保全整備する等、野鳥や昆虫が飛来し、ふれあえる空間を整備する。

## (ウ) 耕作地 (畑・水田等)

## 地域の特性と課題

横浜市の畑は都市型の農業形式で、そ菜類や根菜類等の普通畑のほか、クリ等の果樹、植木の苗を作る苗畑やナシ等の果樹園もある。面積としては小さいものの、水田や竹林も存在する。

耕作地は、生産機能を有するだけでなく、良好な田園風景を構成する要素として、また周辺の樹林地と一体となったオープンスペースや生物生息空間として重要な役割を担っている。

## 重点事項

耕作地における開発に当たっては、景観やオープンスペースとしての機能に配慮し、周辺の田園風景との調和を図る。

## 配慮事項

- ①施設等の高さや配置に配慮し、日照阻害や夜間照明等による周辺農地への影響を回避するとともに、施設等の敷地外周部の緑化等に配慮する等、周辺の田園風景との調和に努める。
- ②開発に当たっては、隣接する樹林地等と極力連続性が図れるように緑地を配置する等生物生息空間の確保に配慮する。

## (エ) 樹林地

## 地域の特性と課題

横浜市の針葉樹林は、自然のものはほとんどなく、スギ、ヒノキ等の人工林となっている。林の中には、各種のシダ等をはじめとした森林性の植物が多く生え、自生植物の貴重な群生地となっている。近年は間伐等の適正な管理がなされていない樹林が目立っている。

落葉広葉樹林は、その多くがクヌギ、コナラ等の雑木林である。林の中には草原性・森林性の植物、ツル植物等数多くの植物が入り、豊かな植生をあらわしている。落葉広葉樹林でも定期的な伐採、林床管理等がなされず放置されているものが多い。

また、横浜市の本来の植生である常緑広葉樹林は、箇所数、規模共に減少しており、それに伴い常緑広葉樹の生え変わりがあまりみられず、高い木は老いた木が多く痛みが激しくなっており、林としての活力が失われている箇所がある。

現在残存している樹林地は、元来そこに生息していた生物に加えて、開発により生息場所を奪われた周辺地域の生物も集まってくる傾向があり、存在の重要性が高い。

## 重点事項

生物の貴重な生息空間である良好な樹林地は、積極的に保護・保全する。開発に当たっては、まとまりや連続性を保った保全等、生息する生物への影響に配慮した緑地の配置とする。

## 配慮事項

- ①施設等の配置に当たっては、まとまりのある緑地を極力残すように努める。やむを得ず、緑地を分断又は大きく改変する場合には、建造物等の構造を工夫したり緑化等により周辺緑地との連続性を保つよう努める。
- ②緑地が湧水や水辺等を含むもの、自然度の高いもの等、生物の重要な生育生息域と考えられる場合には、極力一体として保全するよう努める。
- ③極力表土を保全して区域内の緑化には保全した表土を活用する等、自然に近い生態系が速やかに回復できるよう配慮する。

## (オ) 水辺地 (河川沿い・池周辺・海岸等)

## 地域の特性と課題

河川の上・中流域や池の周辺緑地は植物の豊富さに加え、水に依存する生物が多く集まっているため、全体として非常に多様な生物相を形成している。また、周辺緑地は河川に沿って連続していることが多く、生物の生息空間としての広がりをもっている。

横浜市では、水辺に生息する生物に配慮し、多孔質構造や近自然工法等の護岸を積極的に取り入れており、周辺の緑地においても、これと連携して生物の生息空間を積極的に保全していくことが求められている。しかし、河川の下流・河口域ではコンクリートの堤防・護岸が整備され、周辺地域と生物的に分断されている。

かつて干潟や磯、砂浜が連続していた市内の海辺は、埋立や護岸の設置等により自然の海岸線や藻場はそのほとんどが失われ、わずかに存在するに過ぎない。一方、近年は港湾整備・埋立の一環として人工砂浜の造成、水際線の緑化や市民開放等が行われている。

水辺地はまた、水や緑とのふれあいの場を提供するとともに、良好な自然景観の形成やオープンスペースとしての機能等、重要な役割を担っている。

## 重点事項

水辺地における開発に当たっては、生息する生物への影響に配慮するとともに、水と緑とのふれあいの場やオープンスペース機能、良好な自然景観の構成要素としての機能にも配慮する。

## 配慮事項

- ①水辺の緑地は極力保全するとともに、水際線の緑化を図る等、極力水域と一体となって連続性のある緑地の保全・創造に努める。
- ②生物の貴重な生息空間になっていると考えられる場合は、極力生息域を一体として保全するように努める。
- ③新たな水面埋立に際しては、水際線の緑地化、市民開放に加え、人工干潟の造成等、海の生物生息空間を創造する。

## &lt; 緑地の位置付けごとに共通する配慮事項 &gt;

## i) まとまりのある緑地・農地

- ①一団の緑地は極力一体として保全し、まとまりを残すように努める。
- ②自然性の高い丘陵や谷等の地形的要素は極力保全に配慮し、自然の起伏を活かすよう努める。

## ii) 源流域

- ①生物の生息域と考えられる場合には極力一体として保全し、多様性を確保するよう努める。
- ②かん養機能を有すると考えられる緑地は極力一体として保全し、まとまりを残すように努める。
- ③排水施設計画に当たっては、水象への影響を極力及ぼさないように配慮する。

## iii) 市街化区域の緑地・農地

- ①施設等の配置に当たっては緑地の連続性に配慮し、極力緑地を分断しないよう努める。  
やむを得ず緑地を改変する場合は、建造物の構造の工夫や緑化等により緑地の連続性を保つよう努める。
- ②敷地外周部を中心に緑化する等、良好な景観を損なわないよう努める。
- ③極力農地等を保全し、身近な緑地空間の確保に努める。

## iv) 歴史的資産と一体となった緑地

- ①極力歴史的資産と一体となった緑地の保全に努める。
- ②歴史的資産の周辺に施設等を設置する場合は、建造物の形態や彩色、配置等に配慮するとともに、施設周辺部を緑化する等、歴史的資産との調和や歴史的資産をのぞむ景観に配慮するよう努める。

## v) 市民の憩いの場としての緑地

- ①市民の憩いの場としての緑地やその周辺地域においては、極力緑地に影響を及ぼす開発事業等の立地を避け、やむを得ず改変する場合には緑地の復元に努める等、緑地等の保全に努める。

## ＜植栽樹種の選定＞

### （１）横浜市の緑化適正樹種の選択

広く都市の緑化に使用されている樹種の中から横浜市での生育が可能な樹種を選び、さらに市場に流通しているものを主にして適正樹種を選択する。また、自然性の回復を重視して、市場の流通樹種に含まれない郷土樹種も幼苗生産等の手段により加えていく。

### （２）立地・景観イメージ対応樹種

市内各所で用いる場所の環境条件及び景観イメージに対応して樹種を選定していく。特にそれぞれの樹種の持っている耐潮，耐湿，耐煙等の性質に注意する。自然性を協調したい景観づくりでは，海岸や内陸，低地や丘陵・台地等に元々生育している郷土の植物を選択していく。（次頁以降を参照）

### （３）横浜らしさを象徴する樹種を選択

みなとヨコハマの異国情緒やみなとまちの歴史性，さらに近代的な街並みの要所を引き立てる時に象徴性の発揮や見所の演出が求められる。このような場所では特に姿・形のよいもの，特徴のあるもの等について検討する。その一部には横浜に導入，生育している他地域や外国産の樹種・園芸品種を加えていく。これらは街並みの景観をより豊かにしてくれる。

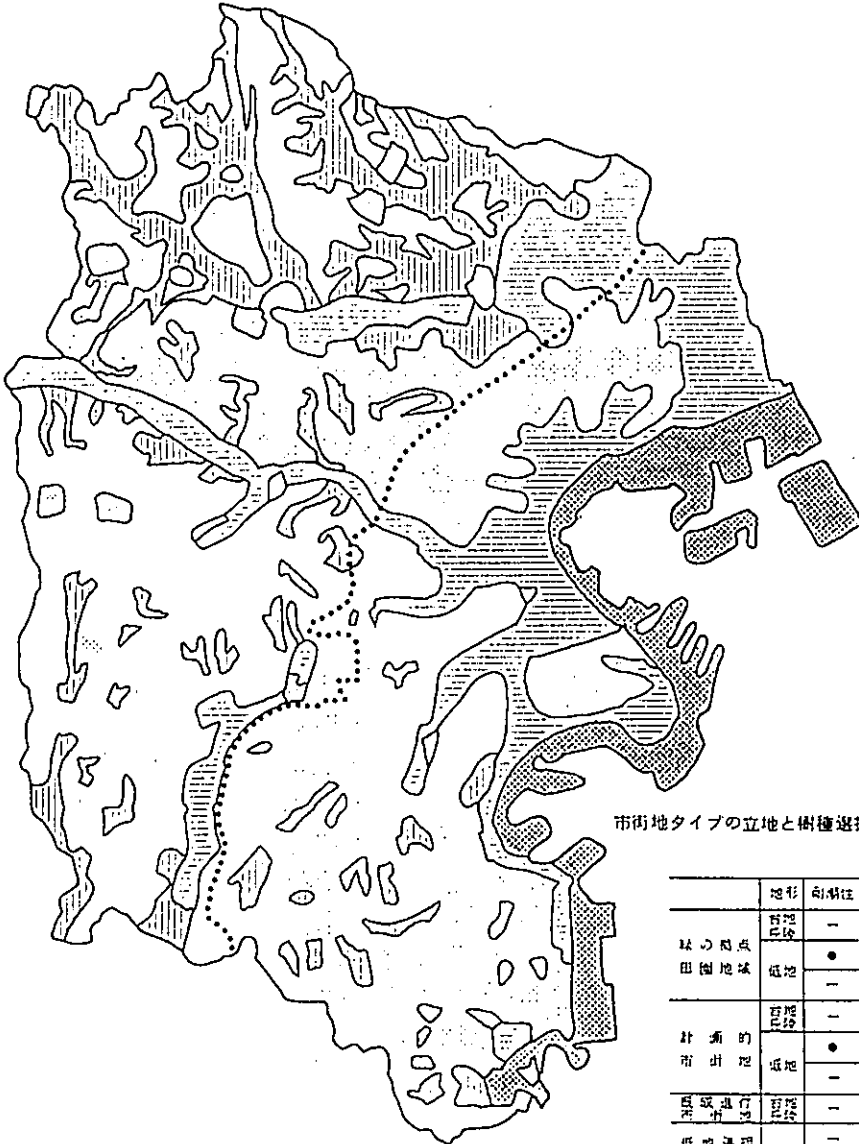
### （４）緑化機能に応じた使い分け

つくりたい景観の目標，緑化対象の性質，対象とする空間の機能によって使い分ける。その他の緑化条件（立地条件，配植，規格等）も併せて検討し，景観イメージをつくり緑化機能を発揮するもっとも適切な樹種を選定する。

（本ページの記述は横浜市都市緑化基本計画に基づく）



樹種選択ゾーニング



市街地タイプの立地と樹種選択ゾーンの対応

- 1 [ ] 台地・丘陵上住宅市街地・田園地域景観形成樹種選択ゾーン
  - 2 [ ] 低地の住宅市街地、田園地域景観形成樹種選択ゾーン
  - 3 [ ] 低地の拠点市街地・逸担市街地・工業市街地景観形成樹種選択ゾーン
  - 4 [ ] 台地・丘陵上拠点市街地景観形成樹種選択ゾーン
  - 5 [ ] 臨海地域景観形成樹種選択ゾーン
- ..... 内陸地域と海岸地域を分けるライン

	地形	耐湿性	耐塩性	引当
緑の拠点 田園地域	台地丘陵	-	-	1
	低地	●	-	5
計画的 市街地	台地丘陵	-	-	2
	低地	-	-	1
既設通行 市街地	台地丘陵	-	-	1
	低地	-	●	3
列強工業 市街地	台地丘陵	●	●	5
	低地	-	●	3
臨海市街地	台地丘陵	-	●	4
	低地	-	●	3
臨海市街地	台地丘陵	●	●	5
	低地	●	●	3



《自然性強調樹種》

供給性、施上性、管理性面での努力が必要であるが、環境市の自然的な景観をより多様に演出するの用に用いて効果がある。ゴジック体(大子)は基本樹種以外の種派の森林樹種構成種

- アカガシ アカマツ アカミガシ アキダマ イイギリ イヌガヤ イヌコリヤナギ イボタノキ ウツギ ウラジロガシ エノキ オオバヤイボタ オオバヤシヤナギ オトコヨソメ ガマツカ カワヤナギ キハギ クワ コゴメウツギ コマユミ ゴンズイ

《北国、欧風のさわやかイメージ》

冷涼な地域では健全に生育する。横浜に於ては岩さによる生育障害とこれに関連する病虫害の発生に注意する。

- アメリカヤマナラシ イチイ カツラ カロリナポブラ シラカンバ ストロウブマツ セイヨウハコヤナギ

《南国のトロピカルイメージ》

特に温かさを集積するのに用いて効果がある。冬期のきびしい寒さや嵐害による生育障害の発生に注意する。

- アメリカデイト オリーブ カナリヤン モリスミアアカシア ユーカリグロブラス ユーカリビミナリス

《香りが良い》

- オガタマノキ カラタネオガタマ キンモクセイ クチナシ

《花が美しい》

- アジサイ アセビ アペリア アメリカキササゲ アンズ ウメ エゴノキ エニシダ オオチマリ オオムラサキツツジ ガクアジサイ カンツバキ キウサゲ キョウチクトウ キリンツツジ キンクサリ キンシバイ コクチナシ コデマリ コブシ コブシカン サツキツツジ サトザクラ サラサモクレン サルスベリ サンシュユ シジミバナ シダレサクラ シモツケ シロバナサルスベリ シロバナハギ シロヤマブキ セイヨウバイカウツギ ソメイヨシノ タイサンボク タニウツギ

《街路樹として特徴的》

- アキニレ アオギリ イチヨウ エンジュ カワラ カロリナポブラ キササゲ クスノキ クロガネモチ ケヤキ クロコ アオギリ エンジュ ヲアアカシア ホルノキ モリスミアアカシア ユーカリグロブラス ユーカリビミナリス

《秋の紅葉が美しい》

- ニシギキ ドウダンツツジ ハナミズキ

《刺がある生垣》

- カラタチ メキ

《特徴的な地被類、つる植物等》

- アズマネザサ アジュガ イタビカズラ(つる) オオバヤナギ(つる) オオバヤナギ(つる) オカメザサ キツタ(つる) クマザサ コダマザサ シヤガク スイカズラ(つる) セイヨウキツタ(つる) セキシヨウ ツタ(つる)

《別込樹として使われる》

- アラカシ イスノキ イチイ イスツバ イスマキ ウメメガシ キヤラボク サンゴジュ セイヨウイボタ

《変わり葉=色・形が珍しい》

- アオギリ トチノキ ナギ ノムラモミ(葉色) ヒイラギナナンテン カタミノ ヒメスモモ(葉色) ホンバヒイラギナナンテン ヤマモミジ


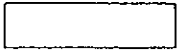


《果実が美しい又は食べられる果実》

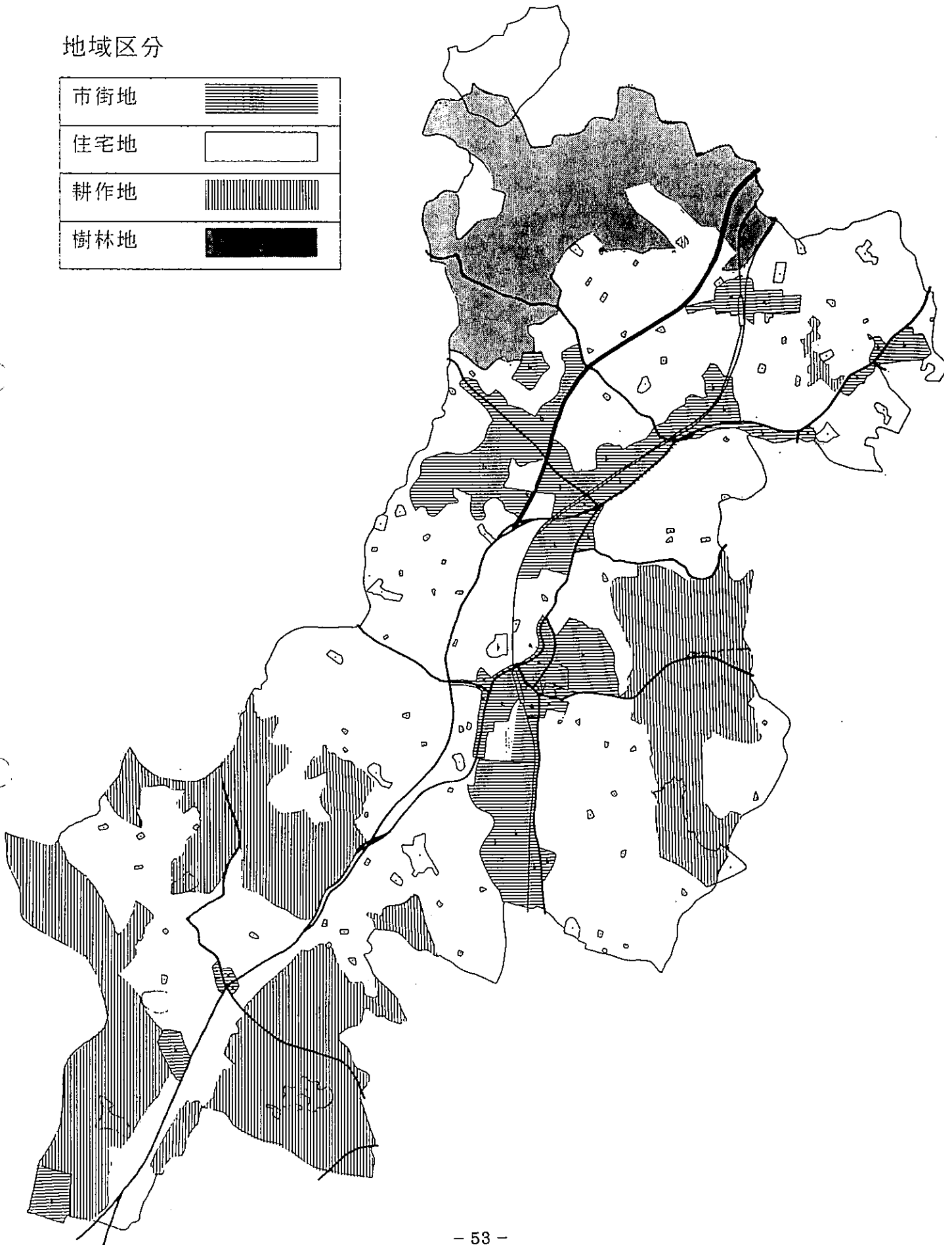
- イチジク(果) ウメドク ナナカマド ナンテン ピロ(果) ミツバケビ(果) ムラサキシキブ ユスラウメ(果)

《樹形が個性的、美しい》

- アキニレ アツバキミガヨラン アメリカアワ イスツバ ウリンユウヤナギ エンジュ ホロシマチク カイズカイブキ カヤ カロリナポブラ カンチク キヨリウ クスノキ クロマツ ケヤキ コトネアスター・サリフオリア シダレヤナギ シラカンバ シュロ スダジイ センダン センジュ ヲアアカシア ホルノキ メタセコイア モウソウチク モチノキ モッコク モミ ヤダケ ユウカリ ユズリハ ユリノキ ラクウシヨウ ロニセラ・ニテイダ

地域区分

市街地	
住宅地	
耕作地	
樹林地	



文化財等分布図

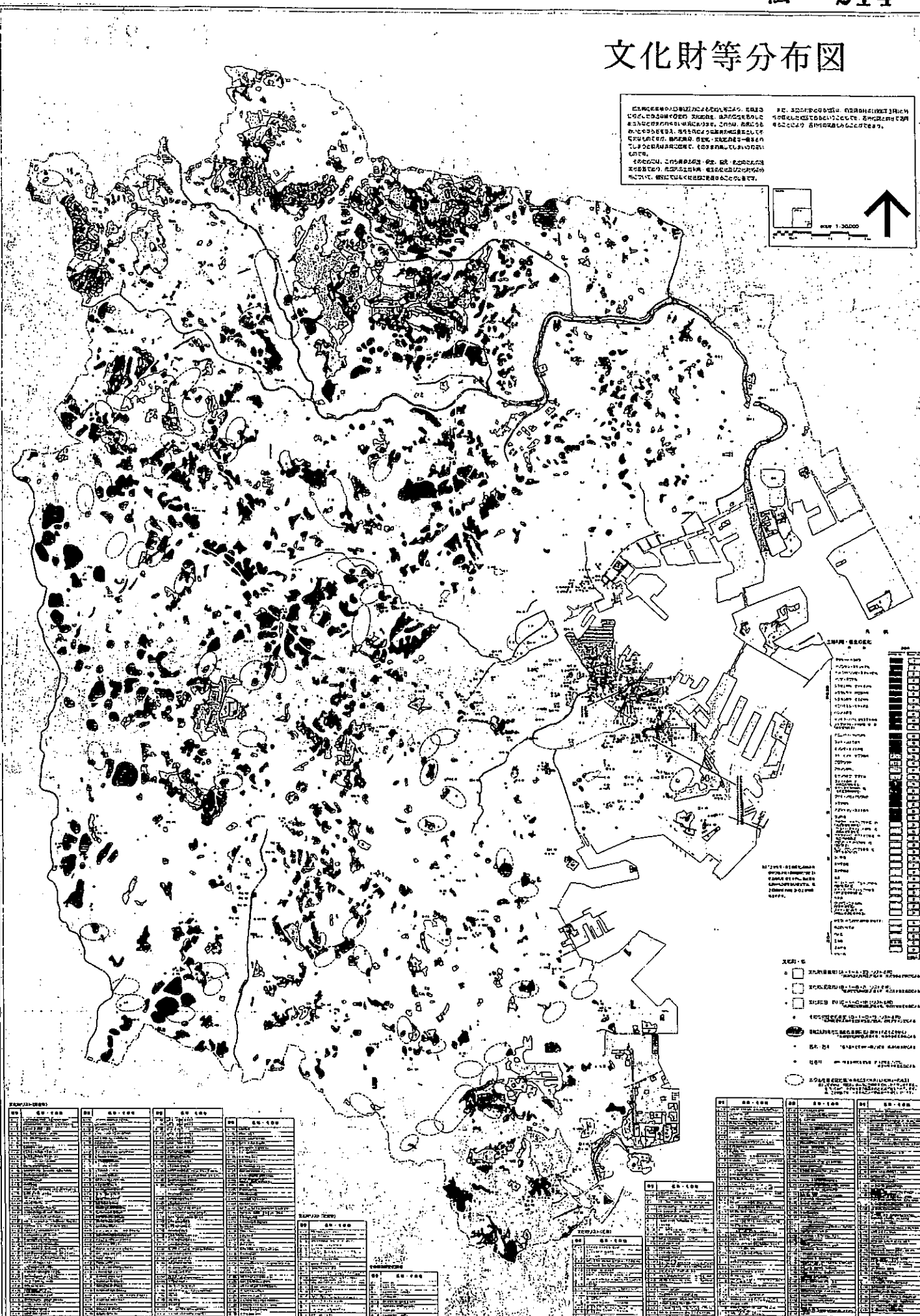


表1-1 (表1-1)				表1-2 (表1-2)				表1-3 (表1-3)				表1-4 (表1-4)				表1-5 (表1-5)			
番号	名称	種別	所在地	番号	名称	種別	所在地	番号	名称	種別	所在地	番号	名称	種別	所在地	番号	名称	種別	所在地
1	...	...	...	1	...	...	...	1	...	...	...	1	...	...	...	1	...	...	...
2	...	...	...	2	...	...	...	2	...	...	...	2	...	...	...	2	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

## 参 考

横浜市環境管理計画のあり方について（諮問）

環境審議会委員名簿

審議経過及び環境審議会企画政策部会委員名簿

4.1.1.1



横浜市環境審議会

会長 嶋村 勝夫 様

横浜市長 高秀 秀信

横浜市環境管理計画のあり方について（諮問）

広範な領域に及ぶ今日の環境問題を総合的にとらえ、市民、事業者、行政が一体となって環境の保全と創造に取り組むための条例等制度のあり方についての貴審議会の答申に基づき、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、本年4月1日から施行しています。

本条例第18条第1項では、ますます複雑化、多様化、広域化する環境問題に適切に対応し、広範多岐にわたる環境保全施策を総合的・計画的に推進するため、環境管理計画を市長が策定することとしています。また、同条第3項では、環境管理計画の策定にあたっては、横浜市環境審議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

つきましては、次の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための横浜市環境管理計画のあり方」について



横浜市環境審議会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

	氏名	役職		氏名	役職
1	青木 純子	横浜市立公立学校女性校長副校長会会長	26	齋藤 史郎	横浜商工会議所専務理事
2	秋岸 幹雄	横浜市保健指導員会副会長	27	酒井 麻雄	横浜市会副議長 (副会長)
3	秋元 文雄	横浜自然観察の森友の会 (環境保全活動団体)	28	ミナ・サトウ	グローバル・ヴィレッジ (環境保全活動団体)
4	有馬 真喜子	横浜市女性協会理事長	29	猿田 勝美	神奈川大学外国語学部教授 (副会長)
5	猪狩 庸祐	弁護士	30	柴田 敏隆	日本自然保護協会理事
6	岩崎 洋治	日本放送協会横浜放送局長	31	嶋村 勝夫	横浜市会議長 (会長)
7	内山 陸雄	神奈川新聞社顧問	32	清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授
8	大方 潤一郎	横浜国立大学工学部助教授	33	杉浦 尚子	横浜市環境モニター
9	大蔵 泉	横浜国立大学工学部教授	34	鈴木 潔	横浜市保健指導員会会長
10	小川 幸雄	神奈川県警察本部横浜市警察部長	35	土井 陸雄	横浜市立大学医学部教授
11	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授	36	中野 有朋	早稲田大学大学院講師
12	小倉 紀雄	東京農工大学農学部教授	37	肥田 仙太郎	横浜市町内会連合会
13	片 忠夫	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	38	マリ・ベルト	横浜市在住主婦
14	加藤 愛子	横浜市婦人団体連絡協議会会長	39	松原 純子	横浜市立大学看護短期大学部部长
15	加藤 勲	横浜市医師会副会長	40	松本 敏	横浜市会福祉衛生環境保全委員会委員長
16	金沢 さちえ	女性の目で見たまちづくりアドバイザー	41	宮村 忠	関東学院大学工学部教授
17	香西 義昭	横浜市医師会副会長	42	武藤 暢夫	関東学院大学名誉教授
18	河野 正男	横浜国立大学経営学部教授	43	森口 實	日本気象協会相談役
19	河村 太郎	横浜市薬剤師会会長	44	森田 明	横浜弁護士会
20	北村 喜宣	横浜国立大学経済学部助教授	45	山口 宏	横浜青年会議所理事長
21	木村 宏	日本環境管理学会会長	46	吉川 清	全横浜地区労働組合評議会
22	小澤 紀美子	東京学芸大学教授	47	吉原 訓	横浜市会環境事業緑政消防委員会委員長
23	小玉 亮子	横浜市立大学商学部助教授	48	吉村 晃一	横浜市環境保全協議会理事
24	小寺 隆司	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	49	和佐野 敬子	横浜市市政モニター
25	小森 良治	神奈川県環境部長			

横浜市環境管理計画のあり方に関する審議経過

1 横浜市環境審議会における審議経過

	日 程	内 容
第4回	平成7年7月11日(火)	・諮問
第5回	平成8年1月19日(金)	・環境管理計画中間報告案について
第6回	平成8年4月26日(金)	・横浜市環境管理計画のあり方に関する最終報告及び答申について

2 横浜市環境審議会企画政策部会における審議経過

	日 程	内 容
第1回	平成7年7月21日(金)	・部会長の選出について ・環境管理計画の策定方針について ・基本的考え方について
第2回	平成7年9月28日(木)	・環境管理計画の全体構成及び施策展開の方向と市民・事業者の行動指針の体系について ・公害対策の推進について ・循環型・少負荷型都市の形成について
第3回	平成7年10月20日(金)	・自然環境の保全及び快適環境の創造について ・地球環境保全対策の推進について ・環境保全意識の向上及び自主活動の促進について
第4回	平成7年11月17日(金)	・未審議事項の検討について ・環境管理計画中間報告案の全体構成について
第5回	平成7年12月1日(金)	・環境管理計画中間報告案取りまとめについて
第6回	平成8年2月7日(水)	・配慮指針作成に当たっての検討課題について ・事業別配慮指針の内容を検討する視点について ・地域別配慮指針の内容を検討する視点について ・地域別配慮指針の地域区分の考え方について
第7回	平成8年3月28日(木)	・開発事業等における環境配慮の指針について ・環境管理計画中間報告に対するアンケート調査等の結果について
第8回	平成8年4月9日(火)	・環境管理計画中間報告に対する市民及び事業者の意見反映について
第9回	平成8年4月19日(金)	・開発事業等における環境配慮の指針について ・横浜市環境管理計画のあり方(最終報告)について

環境審議会企画政策部会委員名簿 (50音順・敬称略)

	氏 名	役 職	
1	猪狩 庸祐	弁護士	(副部会長)
2	内山 陸雄	神奈川新聞社顧問	
3	大方 潤一郎	横浜国立大学工学部助教授	
4	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授	
5	河野 正男	横浜国立大学経営学部教授	
6	北村 喜宣	横浜国立大学経済学部助教授	
7	小玉 亮子	横浜市立大学商学部助教授	
8	小寺 隆司	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	
9	猿田 勝美	神奈川大学外国語学部教授	
10	清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授	(部会長)
11	杉浦 尚子	横浜市環境モニター	
12	土井 陸雄	横浜市立大学医学部教授	
13	武藤 暢夫	関東学院大学名誉教授	
14	吉村 晃一	横浜市環境保全協議会理事	

100



横浜市環境管理計画のあり方について(答申)

平成8年5月

横浜市環境保全局調整部環境政策課

〒231-80 横浜市中区港町1丁目1番地

☎045-671-4107

111

C

C